報

AND THE PROPERTY OF THE PARTY O
富山大学学報

第88~90号 (昭和42年3月—5月)

	100	00 00 7		(40 744	24-37 — 3	na /
			目		次	
関						2
	国立当	学校設置	法施行令の	D一部を	改正する政	2令
						3
					改正する政	
						····· 3
					の名称及び	
					る政令(西	
						3
					を改正する	
						3
					を改正する	
						4
					講座及び学	
					る省令(省	
						4
					講座及び学	
					る省令 (省	
314			华>······	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	5
学	_		60 Feb = 10 to 16			
Ē						6
	"					7
	"					8
	11					8
	"					10
	"					•••••11
	"					11
	11					13
						13
						14
						15
						止15
						15
						·····16
						······16
						······16 部改正···16
						部改止⋯16 ·····16
		人术女员	スが住り		r	16

(株育部会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		//	义	化部会規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•17
# レクリェーション委員会規程の一部改正 17 # 学長選考基準の一部改正 17 # 名誉教授に関する規程の一部改正 18 # 教員(教授・助教授・講師)選考基準 の一部改正 18 # 教員(教授・助教授・講師)選考基準 の一部改正 18 # な書決裁規程の一部改正 18 # な書決裁規程の一部改正 18 # な書決裁規程の一部改正 18 # 四国書館高議会規程の一部改正 19 # 体育館運営委員会規則の一部改正 19 # 体育館運営委員会規則の一部改正 19 # 対射性同位元素委員会規則の一部改正 20 # 学協輔導委員会規程の一部改正 20 # 学協議事務員会規程の一部改正 20 # 学協議事務員会規程の一部改正 21 # 対射性原母 10 部改正 21 # 対射性原母 21 # 対射性原母 22 # 対射性原母 23 # 対射性原母 23 # 対射性度の 23 # 対射性原母 24 # 対象部設立準備委員会規則の廃止 23 # 対象部設立準備表員会規則の廃止 23 # 対象部設立 25 # 対象部設立 25 # 対象部設置 36 # 対象部 25 # 対象部 25 # 対象部の設置 37 # 対象部の認定 37 # 対象部の記述 37 # 対象部の記述 37 # 対象部の記述 37		//	休	育部会規程の一部改正	·17
## 学長選考基準の一部改正 17 ## 名誉教授に関する規程の一部改正 18 ## 教員(教授・助教授・講師)選考基準 ## の一部改正 18 ## 教員(教授・助教授・講師)選考基準 ## の一部改正 18 ## 教員(教授・助教授・講師)選考基準 ## の一部改正 18 ## 文書決裁規程の一部改正 18 ## 文書決裁規程の一部改正 18 ## 文書決裁規程の一部改正 18 ## 国有財産取扱規程の一部改正 19 ## 体育館運営委員会規則の一部改正 19 ## 体育館運営委員会規則の一部改正 19 ## 学生会館運営委員会規則の一部改正 19 ## 常好性同位元末安規則の一部改正 19 ## 常好性同位元素安規則の一部改正 19 ## 常好性同位元素安規則の一部改正 19 ## 常好性同位元素安規則の一部改正 19 ## 常好性同位元素安規程の一部改正 20 ## 学的規程の一部改正 20 ## 学的規程の一部改正 20 ## 学問題者書員是規程の一部改正 20 ## 学是選考基準細則の一部改正 21 ## 国有財産使用規程の一部改正 21 ## 国有財産使用規程の一部改正 21 ## 教養部設立準備委員会規則の廃止 23 ## 会 議 23 ## 與 24 ## 內 諸 29 ## 知41年度本学式 29 ## 如41年度大学院子位記授与式 30 ## 24 ## 25 ## 30 ## 24 ## 30 ##		//	公	務員宿舎委員会規程の一部改正	•17
## 名誉教授に関する規程の一部改正		//	レ	クリエーション委員会規程の一部改正	·17
### 20		//	学上	長選考基準の一部改正	·17
## 数員(教授・助教授・講師)選考基準 18 18 18 18 18 18 18 1		//	名	誉教授に関する規程の一部改正	·17
の一部改正 18 富山大学文書処理規程の一部改正 18		11	健儿	康安全管理組織規程の一部改正	·18
富山大学文書処理規程の一部改正 18 《 文書決裁規程の一部改正 18 《 国有財産取扱規程の一部改正 18 《 好生会館運営委員会規則の一部改正 19 《 体育館運営委員会規則の一部改正 19 《 体育館運営委員会規則の一部改正 19 《 好解補導委員会規則の一部改正 19 《 放射性同位元素委員会規則の一部改正 19 《 管证人規則の一部改正 20 《 学部相導委員会規程の一部改正 20 《 学部図書委員会規程の一部改正 20 《 学區選考基準細則の一部改正 21 《 文書班規程の一部改正 21 《 支書処理規程の一部改正 21 《 支書処理規程の一部改正 22 《 支書処理規程の一部改正 21 《 支書処理規程の一部改正 22 《 支書処理規程の一部改正 22 《 支書処理規程の一部改正 21 《 支書処理規程の一部改正 21 《 支書処理規程の一部改正 21 《 支書処理規程の一部改正 21 《 支書の表書の表書の表書表書表書表書表書表書表書表書表書表書表書表書表書表書表書表		//	数	員(教授・助教授・講師)選考基準	
## 文書決裁規程の一部改正	の-	一部词	改正・	•••••	18
## 国有財産取扱規程の一部改正	富山	山大	学文記	書処理規程の一部改正	-18
## ## ## ## ## ## ## ##		//	文	書決裁規程の一部改正	·18
 学生会館運営委員会規則の一部改正 19 体育館運営委員会規則の一部改正 19 学寮補導委員会規則の一部改正 19 計算センター運営委員会規則の一部改正 19 放射性同位元素委員会規則の一部改正 19 電気工作物保安規則の一部改正 20 学協規則の一部改正 20 学部図書委員会規程の一部改正 20 学部図書委員会規程の一部改正 21 文書処理規程の一部改正 21 文書処理規程の一部改正 21 本養部設立準備委員会規則の廃止 23 教養部設立準備委員会規則の廃止 23 財畜 29 内 報		"	国在	有財産取扱規程の一部改正	18
 (体育館運営委員会規則の一部改正 19 (学育補導委員会規則の一部改正 19 (計算センター運営委員会規則の一部改正 19 (放射性同位元素委員会規則の一部改正 19 (電気工作物保安規則の一部改正 20 (学可規則の一部改正 20 (学部図書委員会規程の一部改正 20 (学部図書委員会規程の一部改正 21 (学護考基準細則の一部改正 21 (文書処理規程の一部改正 21 (本書の財産使用規程の一部改正 21 (本書の財産使用規程の一部改正 21 (本書の財産使用規程の一部改正 21 (本書の財産での事務では 23 (本書の事務を表する 23 (本書の事務を表する 29 昭和41年度大学院学位記授与式 30 昭和42年度入学式 32 昭和42年度入学式 32 昭和42年度入学式 32 昭和42年度入学式 32 お養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 33 東非教授に日本薬学会教育賞 33 職員 消息 34 		//	附属	属図書館商議会規程の一部改正	18
# 学察補導委員会規則の一部改正 19 # 計算センター運営委員会規則の一部改正 19 # 放射性同位元素委員会規則の一部改正 19 # 電気工作物保安規則の一部改正 20 # 学位規則の一部改正 20 # 学部図書委員会規程の一部改正 20 # 学部図書委員会規程の一部改正 20 # 建築委員会規程の一部改正 21 # 文書処理規程の一部改正 21 # 文書処理規程の一部改正 21 # 国有財産股規程の一部改正 21 # 教養部設立準備委員会規則の廃止 23 # 会 議 23 # 本 29 # 昭和41年度本学院学位記授与式 30 # 昭和42年度入学式 30 # 昭和42年度入学式 30 # 昭和42年度大学院入学式 30 # 昭和42年度大学院入学式 32 # 教養部の設置 32 # 教養部の設置 32 # 教養部の設置 32 # 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 # 大学院工学研究科の設置 33 # 第 31回大学祭 33 # 第 13回大学祭 33 # 報授に日本薬学会教育資 33 # 報授に日本薬学会教育資 33 # 報 4		//	学生	生会館運営委員会規則の一部改正	19
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		//	体育	育館運営委員会規則の一部改正	19
### 放射性同位元素委員会規則の一部改正 19 ### 電気工作物保安規則の一部改正 20 ### 学位規則の一部改正 20 ### 学部 解事委員会規程の一部改正 20 ### 学 ア		//	学》	寮補導委員会規則の一部改正	19
# 電気工作物保安規則の一部改正 19 学位規則の一部改正 20 学が補導委員会規程の一部改正 20 学部図書委員会規程の一部改正 20 学長選考基準細則の一部改正 21 学長選考基準細則の一部改正 21 が 21 対		11	計算	算センタ ー 運営委員会規則の一部改正	19
"学位規則の一部改正 20 "学部補導委員会規程の一部改正 20 "学部図書委員会規程の一部改正 20 "建築委員会規程の一部改正 21 "文書処理規程の一部改正 21 "国有財産取扱規程の一部改正 21 "国有財産使用規程の一部改正 21 "教養部設立準備委員会規則の廃止 23 諸会議 23 人事異 24 学内諸報 29 昭和41年度大学院学位記授与式 30 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学式 30 昭和42年度大学院入学式 32 松養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員消息 34		//	放身	射性同位元素委員会規則の一部改正	19
"学位規則の一部改正 20 "学部補導委員会規程の一部改正 20 "学部図書委員会規程の一部改正 20 "建築委員会規程の一部改正 21 "文書処理規程の一部改正 21 "国有財産取扱規程の一部改正 21 "国有財産使用規程の一部改正 21 "教養部設立準備委員会規則の廃止 23 諸会議 23 人事異 24 学内諸報 29 昭和41年度大学院学位記授与式 30 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学式 30 昭和42年度大学院入学式 32 松養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員消息 34		//	電気	気工作物保安規則の一部改正	19
## 学部図書委員会規程の一部改正 20 ## 220 ## 25 ## 20 ## 20 ## 25 ## 20 ## 25 ## 21 ## 25 ## 21 ## 25 ## 21 ## 25 ## 21 ## 25		"			
ク 建築委員会規程の一部改正 21 ク 学長選考基準細則の一部改正 21 ク 文書処理規程の一部改正 21 ク 国有財産取扱規程の一部改正 21 ク 教養部設立準備委員会規則の廃止 23 諸 会 議 23 人 事 異 24 学 内 諸 報 29 昭和41年度卒業式 29 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度大学院入学式 32 教養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 年学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員 消 息 34		//	学部	部補導委員会規程の一部改正	20
グ 学長選考基準和則の一部改正 21 グ 文書処理規程の一部改正 21 グ 国有財産取扱規程の一部改正 21 グ 教養部設立準備委員会規則の廃止 23 諸 会 議 23 人 事 異 動 24 学 内 諸 報 29 昭和41年度卒業式 29 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学式 30 昭和42年度入学式 32 教養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員 消息 34		//	学部	部図書委員会規程の一部改正	20
グ 支書処理規程の一部改正 21 グ 国有財産取扱規程の一部改正 21 グ 教養部設立準備委員会規則の廃止 23 諸 会 議 23 人 事 異 動 24 学 内 諸 報 29 昭和41年度卒業式 29 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学式 30 昭和42年度入学式 32 昭和42年度科学教育研究室入室式 32 教養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員 消息 34		//	建多	築委員会規程の一部改正	20
## 国有財産取扱規程の一部改正 21 ## 国有財産使用規程の一部改正 21 ## 教養部設立準備委員会規則の廃止 23 ## 会 議 23 ## 会 動・ 24 ## 会 動・ 29 ## 会 数章 ## 会 29		11	学质	長選考基準細則の一部改正	21
# 国有財産使用規程の一部改正 21 # 教養部設立準備委員会規則の廃止 23 ま 会 議 23 人 事 異 動・ 24 学 内 諸 報・ 29 昭和41年度卒業式・ 29 昭和41年度大学院学位記授与式・ 30 昭和42年度入学試験・ 30 昭和42年度入学式・ 30 昭和42年度入学式・ 30 昭和42年度入学式・ 32 昭和42年度科学教育研究室入室式 32 教養部の設置・ 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置・ 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置・ 32 大学院工学研究科の設置・ 32 オールの新設・ 33 永年勤続者の表彰・ 33 全学運動会・ 33 第13回大学祭・ 33 桜井教授に日本薬学会教育賞・ 33 職 員 消 息・ 34		//	文書	彗処理規程の一部改正	21
## 23 23 23 24 24 25 25 25 25 25 25		11	国有	与財産取扱規程の一部改正	21
諸 会 議 23 人 事 異 動 24 学 内 諸 報 29 昭和41年度卒業式 29 昭和41年度大学院学位記授与式 30 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学式 30 昭和42年度入学式 32 昭和42年度大学院入学式 32 昭和42年度科学教育研究室入室式 32 教養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職 員 消 息 34		//	国有	与財産使用規程の一部改正	21
人事異動・24学内諸報・29昭和41年度卒業式・29昭和41年度大学院学位記授与式・30昭和42年度入学試験・30昭和42年度入学式・30昭和42年度大学院入学式・32昭和42年度科学教育研究室入室式・32教養部の設置・32教育学部に養護学校教員養成課程を設置・32大学院工学研究科の設置・32プールの新設・33永年勤続者の表彰・33全学運動会・33第13回大学祭・33桜井教授に日本薬学会教育賞・33職員消息・34		//	教養	箋部設立準備委員会規則の廃止⋅・・・・・・・・・・	23
学内諸報 29 昭和41年度卒業式 29 昭和41年度大学院学位記授与式 30 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学式 30 昭和42年度大学院入学式 32 昭和42年度科学教育研究室入室式 32 教養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員消息 34	諸	4	Ž		
昭和41年度卒業式・・・・・29 昭和41年度大学院学位記授与式・・・・30 昭和42年度入学試験・・・・30 昭和42年度入学式・・・・30 昭和42年度大学院入学式・・・・32 昭和42年度科学教育研究室入室式・・・32 教養部の設置・・・・32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置・・・32 大学院工学研究科の設置・・・32 大学院工学研究科の設置・・・32 プールの新設・・・・・33 永年勤続者の表彰・・・・・33 全学運動会・・・・・33 第13回大学祭・・・・33 桜井教授に日本薬学会教育賞・・・33 職員消息・・・・30	人	事	異	動······	24
昭和41年度大学院学位記授与式 30 昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学式 30 昭和42年度入学式 32 昭和42年度大学院入学式 32 昭和42年度科学教育研究室入室式 32 教養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員消息 34	-				
昭和42年度入学試験 30 昭和42年度入学式 30 昭和42年度大学院入学式 32 昭和42年度科学教育研究室入室式 32 教養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員消息 34					
昭和42年度入学式・・・・・30 昭和42年度入学式・・・・32 昭和42年度大学院入学式・・・・32 昭和42年度科学教育研究室入室式・・・32 教養部の設置・・・・32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置・・・32 大学院工学研究科の設置・・・32 プールの新設・・・・・33 永年勤続者の表彰・・・・・33 全学運動会・・・・・33 第13回大学祭・・・・33 桜井教授に日本薬学会教育賞・・・・33 職員消息・・・・34					
昭和42年度大学院入学式・・・・・32 昭和42年度科学教育研究室入室式・・・32 教養部の設置・・・・32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置・・・32 大学院工学研究科の設置・・・32 プールの新設・・・・33 永年勤続者の表彰・・・・33 全学運動会・・・・33 第13回大学祭・・・33 桜井教授に日本薬学会教育賞・・・33 職員消息・・・34	界	3和4	2年度	受入学試験	30
昭和42年度科学教育研究室入室式 32 教養部の設置 32 教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員消息 34					
教養部の設置・32教育学部に養護学校教員養成課程を設置・32大学院工学研究科の設置・32プールの新設・33永年勤続者の表彰・33全学運動会・33第13回大学祭・33桜井教授に日本薬学会教育賞・33職員消息・34					
教育学部に養護学校教員養成課程を設置 32 大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員消息 34					
大学院工学研究科の設置 32 プールの新設 33 永年勤続者の表彰 33 全学運動会 33 第13回大学祭 33 桜井教授に日本薬学会教育賞 33 職員消息 34					_
プールの新設・・・・・33 永年勤続者の表彰・・・・33 全学運動会・・・・33 第13回大学祭・・・・33 桜井教授に日本薬学会教育賞・・・33 職員消息・・・34					_
永年勤続者の表彰・・・・・・33 全学運動会・・・・・33 第13回大学祭・・・・・33 桜井教授に日本薬学会教育賞・・・・33 職員消息・・・・34					
全学運動会・・・・・・33 第13回大学祭・・・・・33 桜井教授に日本薬学会教育賞・・・・33 職員消息・・・・34					
第13回大学祭・・・・・・33 桜井教授に日本薬学会教育賞・・・・33 職員消息・・・34				-	
桜井教授に日本薬学会教育賞・・・・・・33 職 員 消 息・・・・・・34					
職 員 消 息34					-
		_			
上 安 日 誌35				_	
	土	安	Н	高広************************************	}5

			1		
		関 係 法 令		9 国家公務員共済組合法規則の一部を改正 する省令	3.25 号外28
法	律			14 国有財産法施行規則の一部を改正する省 令	4. 1 号外39
	5	文部省設置法の一部を改正する法律	3. 31 号外30	規 則 (人事院)	
		昭和42年分の給与所得等に係る所得税の 源泉徴収の臨時特例に関する法律	"	8-18 採用試験に関する規則	3. 1 号外22
		文部省設置法の一部を改正する法律	5. 31 号外 5 9	10-4 職員の保健及び安全保持の一部を改正	3. 25
		国立学校設置法及び国立養護教諭養	"	する規則 9- 6 俸給の調整額の一部を改正する規則	3. 31
		成所設置法の一部を改正する法律 所得税法の一部を改正する法律	"	9- 1 非常勤職員の給与の一部を改正する規 則	4. 1 号外39
政	令 54	· 国立学校設置法施行令の一部を改正する	3. 31	9-30 特殊勤務手当の一部を改正する規則	11
		政令	号外30	9-2 俸給表の適用範囲の一部を改正する規	4. 13
	55	国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政	"	則 9- 8 初任給,昇格,昇給等の基準の一部を	4. 13
	62	令 所得税法施行令の一部を改正する政令	4. 14	改正する規則	
	64	日本育英会法施行令の一部を改正する	4. 20		
	04	政令	4. 20	2 文部省所轄機関の研究部長等及び研究室	3. 17
	95	文部省組織令の一部を改正する政令	5.31 号外60	長等の選考基準 3 事務局に部を置く国立大学等を指定する	3. 31
	96	国立学校設置法施行令の一部を改正する 政令	11	訓令の一部を改正する訓令	号外33
	97	国立大学の大学院に置く研究科の名称及	"	4 国立大学の附属図書館に置く分館を定め る訓令の一部を改正する訓令	11
		び課程を定める政令の一部を改正する政 令		5 文部省債権管理事務取扱規程の一部を改 正する訓令	"
省	105	所得税法施行令の一部を改正する政令 *	11	6 文部省所管物品管理事務取扱規程の一部	11
1	· (文部:			を改正する訓令	
	2	国立学校設置法施行規則の一部を改正す	3.31 号外34	7 文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令	11
	3	る省令 国立大学の学科及び課程並びに講座及び	4. 22	8 国立大学又は国立大学の学部に置く分校 を定める訓令の一部を改正する訓令	4. 13
		学科目に関する省令の一部を改正する省 令	号外42	9 文部省所管旅費規則の一部を改正する訓	"
	7	大学入学資格検定規程等の一部を改正する省令	4. 28	令 11 教頭を置く国立大学の学部の附属幼稚園	4. 18
	9	文部省設置法施行規則の一部を改正する	5.31 号外62	を指定する訓令 12 文部省会計事務取扱規程の一部を改正す	5. 31
	10	省令 文部省定員規則の一部を改正する省令	ガ が62 リ	る訓令 13 文部省債権管理事務取扱規程の一部を改	号 外62 ク
	11	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令	11	正する訓令	,
	12	国立大学の大学附置の研究所の研究部門	5. 13	14 文部省所管物品管理事務取扱規程の一部 を改正する訓令	"
	13	に関する省令の一部を改正する省令 国立大学の学科及び課程並びに講座及び	号外63 ク	15 文部省所管国有財産取扱規程の一部を改 正する訓令	//
	〔大蔵	学科目に関する省令の一部を改正する省合	ि	16 国立大学又は国立大学の学部に置く分校を定める訓令の一部を改正する訓令	"

17 国立大学の附属図書館に置く分館を定め る訓令の一部を改正する訓令 18 教頭を置く国立大学の学部の附属幼稚園 を指定する訓令の一部を改正する訓令 19 薬剤部を置く国立大学の学部の附属病院 の分院等を指定する訓令の一部を改正す る訓令 20 国立大学の事務局等の部及び課に関する 訓令 告 示 〔文部省〕 120 昭和40年度科学研究費補助金の計画調書 3.10 の提出期間を定める件 124 文部省共済組合運営規則の一部を改正す 3. 29 る件 官庁報告 採用試験の対象となる官職から除かれる官職 3. 1 号外22 に関し決定した件(人事院公示3) 人事院の認定に係る受験資格に関し決定した 件(人事院公示4) 昭和30年人事院公示第1号の廃止に関し決定 した件(人事院公示5) 採用試験及び採用試験の試験機関の指定の告 知(人事院) 昭和32年人事院公示第5号の一部改正に関し 4. 1 決定した件(人事院公示6) 試験機関の長たる人事院総裁の権限の一部の 委任に関し決定した件(人事院公示7) 昭和32年人事院事務総局公示第1号の一部改 正に関し決定した件(人事院事務総局公示1) 採用試験に定める試験機関の長で人事院事務 総長に委任されたものの一部の委任に関し決 定した件(人事院事務総局公示2) 昭和42年度国家公務員採用試験施行計画(人 事院事務総局) 学位授与(文部省) 4. 1 号外40 昭和42年度国家公務員採用初級試験(第1回) 4. 5 公告(人事院事務総局) 昭和42年度国家公務員採用上級甲種試験公告 (人事院事務総長)

政令第54号(42.3.31 • 号外30)

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

(抜 粋)

国立学校設置法施行令(昭和29年政令第43号)の一部を 次のように改正する。

(中略)

別表第1

国工	大大	学の名	各称	上欄の国立大学に置かれる職員の 定員
富	山	大	学	682人

附 則

この政令は、昭和42年4月1日から施行する。

政令第96号(42.5.31 • 号外60)

国立学校設置法施行令の一部を改正する政令

(抜 粋)

国立学校設置法施行令(昭和29年政令第43号)の一部を 次のように改正する。

(中略)

別表第1

国Z	上大学	学の名	名称	上欄の国立大学に置かれる職員の 定員
富	山	大	学	686人

附則

1. この政令は、昭和42年6月1日から施行する。ただ し、別表第1の改正規定中九州芸術工科大学に係る部分 については、昭和43年4月1日から施行する。

2. (略)

政令第55号(42.3.31 • 号外30)

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び 課程を定める政令の一部を改正する政令

(抜 粋)

国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める 政令(昭和38年政令第96号)の一部を次のように改正す

表中富山大学の項を次のように改める。

富	ılı	*	兴	薬学研究科	2	年の課程
Ε	Щ	X	-1-	工学研究科		中の味性

(中略)

附 則

この政令は、昭和42年4月1日から施行する。

省令第2号(42.3.31•号外34)

国立学校設置法施行規則の 一部を改正する省令

(抜 粋)

第32回薬剂師国家試験合格者(厚生省)

昭和42年度国家公務員採用上級乙種試験公告

(人事院事務総長)

学位授与(文部省)

5. 25

5. 31

号外61

3. 29

国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)の 一部を次のように改正する。

第5条第1項中「新潟大学」を「新潟大学 に、

富山大学」

「神戸大学」を「神戸大学 に改める。

鳥取大学」

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

国立大学の名称	学長	教授	助教 授	講師	助手	教諭	養護教諭	その他の職員	計
富山大学	1	120	116	4	43	37	1	360	682

(中略)

附則

この省令は、昭和42年4月1日から施行する。 ······

省令第11号(42.5.31•号外62)

国立学校設置法施行規則の

一部を改正する省令

(抜 粋)

国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)の 一部を次のように改正する。

(中略)

別表第1を次のように改める。

別表第1

国立大学の名称	学長	教授	助教 授	講師	助手	教諭	養護教諭	その他の職員	計
富山大学	1	122	117	4	43	37	1	361	686

(中略)

附 則

1. この省令は、昭和42年6月1日から施行する。ただ し, 別表第1の改正規定中九州芸術工科大学に係る部分 については、昭和43年4月1日から施行する。

2~4(省 略)

省令第3号(42.4.22•号外42)

国立大学の学科及び課程並びに講座及び 学科目に関する省令の一部を改正する省

(抜 粋)

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する 省令(昭和39年文部省令第3号)の一部を次のように改正 する。

別表第1から別表第74までを次のように改める。 別表第34

富山大学

文理学部

文学科

学 国 文 学 折 哲 学 史 英 語 学 英文学 国 史 学 東洋史学 ドイツ語学 西洋史学 ドイツ文学 国 語 学

理学科

有機及び生物化学 代数学及び幾何学 解析学及び応用解析学 無機及び分析化学 動物形態学

固体物理学 量子物理学 動物生理学

植物生理及び形態学 物質構造学

物理化学

地 学

教育心理学

発達心理学

教育学部

小学校教員養成課程 • 中学校教員養成課程 • 養護学 校教員養成課程

国 語 学 体育実技 国 文 学 生理学及び衛生学 道 学校保健 書 歷史学 体育理論•体育史 地 理 学 木材加工 法 律 学 電 気 経済学 機 械 社会科教育 食物学 代数学及び幾何学 被服学 解析学及び応用数学 家庭管理 農 数学科教育 業 物理学 英 語 学 化 学 英米文学 生物学 異常児心理 迫 71, 異常児の病理 教 育 学 声 災 楽 教 育 史 哭 作 曲 教育制度 絵 教育社会学

美術理論 • 美術史

画

朔

成

経済学部

彫

構

経済学科 経 済 学 R**5**5 学 経済史 簿 記 学 経済政策 会 計 学 憲 財政金融論 法 統計学 民 法 経済地理学 商 法 経営学 社会学

薬学部 薬学科

	△薬 剤 学	2. (略)	1
△薬品分析化学	△薬品生物化学		D日 昭和42年4月22日)
△生薬学	△薬品作用学	••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	1
△衛生化学	乙未加下加丁	省令第13号(42.5.31·号外63)	
製薬化学科		国立大学の学科及び課程が	たびに 護体及び
△薬品物理化学	△薬品合成化学	学科目に関する省令の一部	1
△薬剤製造学	△生物薬品製造学	令	(抜 粋)
工学部	△生物采加表但于	国立大学の学科及び課程並びに	
電気工学科		省令(昭和39年文部省令第3号)	E .
电双工子科 △電 気 理 論	△電 気 通 信	する。	の。即を次のように以上
△電気機器	△自動制御	- ゝる。 - 別表第 1 から別表第74までを∂	ケのようにみめる
△電力工学	□ ±0 tu1 (6± □ □	別表第34	KOS TEKOS.
工業化学科		富山大学	
△有機工業化学	△無機工業化学	文理学部	
△有機上来化子	△工業物理化学	文学科	
金属工学科	二十米的空间4	哲学	国文学及び漢文学
金属工子科 △金属材料学	△鉄冶金学	哲学史	英語学
△金属加工学	△非鉄冶金学	国史学	英文学
機械工学科	<u> </u>	東洋史学	ドイツ語学
△材料力学	△熱 工 学	西洋史学	ドイツ文学
△機械力学	△動力熱工学	国語学	11//
△流体工学		理学科	,
生産機械工学科		代数学及び幾何学	構造化学
切削加工	塑性加工	解析学	有機化学
工業計測	制御機器	固体物理学	形態学
化学工学科	אום לאלו חייו ניתו	量子物理学	生理学
反応工学	機械的単位操作	結晶物理学	和胞生物学
拡散単位操作	輸送現象	物理化学	MUNG.T. 187-1-
(共通講座)	刑之为外	教育学部	
△応用物理学			学校教員養成課程 · 養護学
教養部		校教員養成課程	7. 仅仅仅仅从时间 "及成了"
哲学	社 会 学	国 語 学	体育実技
倫理学	数学	国义学	生理学及び衛生学
心理学	物理学	書道	学校保健
歴 史 学	化学	国語科教育	体育理論•体育史
文学	生物学	歴 史 学	木材加工
音楽	地学	地理学	電気
美術	英語	法律学	機械
法学	ドイツ語	経済学	食物学
経済学	フランス語	社会科教育	被服学
統計学	ラテン語	代数学及び幾何学	家庭管理
政治学	保健体育	解析学及び応用数学	農業
地理学		数学科教育	英 語 学
備考 ○印を冠するものは博士	講座、△印を冠するもの	物理学	英米文学
は修士講座である。		化 学	英語科教育
附則		生 物 学	異常児心理
1. この省令は、公布の日から施	行し、昭和42年4月1日	地学	異常児の病理
から適用する。		声楽	教 育 学

第88~90号	
	教育史
作曲	教育制度
絵 画	教育社会学
影 塑	教育心理学
構成	発達心理学
美術理論•美術史	
経済学部	
経済学科	
経済学	商 学
経済史	簿 記 学
経済政策	会 計 学
財政金融論	憲法
統計学	民 法
経済地理学	商 法
経 営 学	社 会 学
薬 学 部	
薬 学 科	
△薬 化 学	△薬 剤 学
△薬品分析化学	△薬品生物化学
△生 薬 学	△薬品作用学
△衛生化学	
製薬化学科	
△薬品物理化学	△薬品合成化学
△薬剤製造学	△生物薬品製造学
工学部	
電気工学科	
△電 気 理 論	△電 気 通 信
△電 気 機 器	△自動制御
△電力工学	
工業化学科	
△有機工業化学	△無機工業化学
△有機合成化学	△工業物理化学
金属工学科	
△金属材料学	△鉄冶金学
△金属加工学	△非鉄冶金学
機械工学科	
△材料力学	△熱 工 学
△機械力学	△動力熱工学
△流体工学	
生産機械工学科	
切削加工	塑性加工
工業計測	制御機器
化学工学科	
反応工学	機械的単位操作
拡散単位操作	輸送現象
(共通講座)	
△応用物理学	
教養部	

お	Ī		学		社	会	学
ſí.	n)	理	学		数		学
νĺ	<u>'</u> '	理	学		物	理	学
J.	来	史	学		化		学
7	文		学		生	物	学
-3	当		楽		地		学
1	美		術		英		語
i	去		学		ド	イツ	語
á	径	済	学		フ	ランス	ス語
ź	铳	計	学		ラ	テン	語
Ī	攺	治	学		保	健体	育
1	地	理	学				

備考 ○印を冠するものは博士講座, △印をするものは 修士講座である。

附貝

- 1. この省令は、昭和42年6月1日から施行する。
- 2. (略)

学 内 規 則

富山大学教養部規則の制定

富山大学教養部規則を次のように制定する。 昭和42年4月1日

富山大学長 橫田嘉右衞門 富山大学教養部規則

(趣旨)

第1条 富山大学学則第5条第2項の規定に基づく教養部で行なう一般教養の教育に関し必要な事項は、この規則に定める。

(学生の身分)

第2条 一般教育課程履修期間中の学生は教養部に所属するものとする。

(履修期間)

- 第3条 教養部の履修期間は,1年6ヵ月とし,この間において一般教育課程の科目を履修することを原則とする。 (授業科目および単位数)
- 第4条 授業科目(以下「科目」という。) および単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

- **第5条** 学生は、次の各号の定めるところにより履修しなければならない。
 - (1) 一般教育科目

人文科学系列 3科目 12単位以上

社会科学系列 / 自然科学系列 /

計 9科目 36単位以上

(2) 外国語科目

英語8単位ドイツ語8単位

計 12単位ないし16単位

ただし、1の外国語科目を8単位とし、他の外国 語科目は8単位または4単位以上とする。

(3) 保健体育科目

 講 義
 2 単位

 実 技
 2 単位

 計 4 単位

ただし、一般教育課程期間中には、講義2単位、 実技1単位を履修する。

2 学部学科において必要と認める場合は、教養部と当該 学部の協議に基づき、一般教育科目について必修科 目または36単位をこえる必修単位を定めることができ る。

(単位の計算方法)

- 第6条 各科目の単位数は、次の基準により計算するものとする
 - (1) 議義は、毎週1時間または1時間半15週の履修をもって1単位とする。
 - (2) 演習は, 毎週2時間15週の履修をもつて1単位とする。
 - (3) 実験, 実習および体育実技は, 毎週3時間15週の履修をもって1単位とする。

(授業の編成および掲示)

第7条 科目は、各年次に配当して編成し、授業時間数および授業担当教官名等はあらかじめ掲示する。

(履修科目の成績評価および単位の認定)

第8条 履修科目の成績評価および単位の認定は, 簿記試験(以下「試験」という。)その他の方法によって行なう。

(試験)

第9条 試験は、授業の修了する各学期末に行なうものとし、試験科目および日時等をあらかじめ掲示する。ただし、科目によっては随時行なうことがある。

(追試験・再試験)

第10条 追試験または再試験については、別に定めるところによる。

(専門課程への移行)

- 第11条 教養部所定の科目を履修し、教授会においてその 単位を修得したことを認定された学生は、別に定めると ころにより、それぞれ学部専門課程へ移行することがで きる。
 - 2. 前項の認定をしたときは、教養部長は各学部長へ報告するものとする。

(助言教官)

第12条 所属学生の補導のため、教養部に助言教官をおく。

- 2 助言教官については、別に定めるところによる。 W4 BII
- 1. この規則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2. 富山大学一般教育課程履修規程(昭和26年1月13日制定)は、廃止する。

別 表

	授	業		科		目		単位数
		哲					学	4
	人	倫		3	里		学	4
	文	心		3	里		学	4
	科	歴		I,	史		学	4
_	学	文					学	4
/m	系	音					楽	4
般		美					術	4
教	社	法					学	4
	会	経		ì	斉		学	4
育	科	統		Ē	計		学	4
	学	政		1	台		学	4
科	系	地		3	理		学	4
		社		4	会		学	4
目	自	数					学	4
	然	物		3	理		学	4
	科	化					学	4
	学	生:		!	勿		学	4
	系	地					学	4
外国語	科	英					語	8
語	目	ド		イ	`	7	語	8
保健体	育科目	保	健	体	育	講	義	2
体	目	保	健	体	育	実	技	2

富山大学教養部教授会規則の制定

富山大学教養部教授会規則を次のように制定する。 昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学教養部教授会規則

(設置)

第1条 学校教育法第59条に基づき教養部に教授会をおく。

(権限)

- 第2条 教授会は次の事項を審議する。
 - (1) 教育および研究の計画に関する事項
 - (2) 学科目の種類および教育課程の編成に関する事項
 - (3) 学生の身分および課程の修了に関する事項
 - (4) 学生の成績に関する事項
 - (5) 学生団体,学生活動および学生生活に関する事項
 - (6) 学生の懲戒に関する事項
 - (7) 教育公務員特例法その他の法令の規定によりその権限に属せしめられた事項

- (8) 予算に関する事項
- (9) その他教養部の教育・研究および運営に関する事項 (組織)
- 第3条 教授会は、次の職員で組織する。
 - (1) 教養部長
 - (2) 教 授
 - (3) 助教授
 - (4) 講 師(常勤)

ただし,第2条第7号の事項のうち,教官人事および 名誉教授の内申に関しては,教養部長,教授をもって構 成する会議において審議する。

(議事)

- 第4条 教授会は、教養部長がこれを招集し、 議長となる。
- 2 教養部長に事故あるときは、教養部長の指名する教授がこれに代わる。
- 第5条 教授会は、定例会および臨時会とする。
- 2 臨時会は、教養部長において必要と認めたとき、また は構成員総数の5分の1以上の構成員から付議すべき事 項を示して請求のあったときこれを開く。
- 第6条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、緊急必要ある場合は、構成員の2分の1以上の出席をもって議事を開き議決することができる。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、前項ただし書の場合においては、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第7条 教官の人事および名誉教授の内申に関して審議する会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 2 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。 (構成員以外の出席)
- 第8条 教養部長は、必要に応じ構成員以外の職員を教授 会に出席させることができる。

(幹事)

- 第9条 教授会に幹事1名をおく。
- 2 幹事は、教養部事務長をもってこれにあて、議長の指示により庶務を処理する。

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学教養部運営協議会規則の制定

富山大学運営協議会規則を次のように制定する。 昭和42年4月18日

富山大学長横田嘉右衞門

富山大学教養部運営協議会規則

(設置)

- 第1条 富山大学学則第48条の規定に基づき,本学に教養 部運営協議会(以下「協議会」という。)をおく。 (権限)
- 第2条 協議会は、次の事項を審議する。
 - (1) 教養部運営の基本方針に関する事項
 - (2) 教養部の教育課程の編成に関する基本的事項
 - (3) 教養部教官人事の調整に関する事項
 - (4) その他教養部の運営に関する重要事項 (組織)
- 第3条 協議会は、次の職員で組織する。
 - (1) 学 長
 - (2) 各学部長および教養部長
 - (3) 各学部から選出された教授 各1名
 - (4) 教養部から選出された教授 5名
 - (5) 学生部長
- 2 前項第3号および第4号の協議員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の協議員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。

(専門委員会)

第4条 協議会において必要と認めたときは、専門委員会をおくことができる。

(議事)

- 第5条 協議会は、学長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 学長に事故あるときは、学長の指名する協議員がこれに代わる。
- 第6条 協議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 議事は、出席協議員の過半数の賛成を得て決する。可 否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議員以外の出席)

第7条 議長は、必要に応じ協議員以外の職員を協議会に 出席させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、事務局で処理する。

附 則

- 1. この規則は、昭和42年4月18日から施行する。
- 2. 富山大学一般教育委員会規程(昭和24年8月12日制定) および富山大学一般教育審議会規程(昭和36年9月8日制定)は,廃止する。

富山大学大学院学則の制定

富山大学大学院学則を次のように制定する。 昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、 その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的 とする。

(研究科)

第2条 大学院に次の研究科をおく。

薬学研究科

工学研究科

(専攻)

第3条 研究科に次の専攻をおく。

薬学研究科 薬学専攻

工学研究科 電気工学専攻,工業化学専攻,金属工 学専攻、機械工学専攻

(学位を与える課程)

- 第4条 研究科に修士の学位を与える課程(以下「修士課程」という。)をおく。
- 第5条 修士課程は、学部における一般的ならびに専門的 教養の上に広い視野に立って、専攻分野を研究し、精深 な学識と研究能力を養うものとする。

第2章 学生定員

(学生定員)

第6条 各研究科専攻別学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	入学定員	総定員
薬学研究科	薬学専攻	20名	40名
工学研究科	電気工学専攻 工業化学専攻 金属工学専攻 機械工学専攻	10名 8名 8名 10名	20名 16名 16名 20名
介	計	56名	112名

第3章 翌年・学期および休業日

(学年, 学期および休業日)

第7条 学年、学期および休業日については、富山大学学 則(以下「大学学則」という。)の規定を準用する。

第4章 容製年限および在学期間

(修業年限)

第8条 研究科の修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第9条 研究科の在学期間は、4年をこえることができない。

第5章 授業科目および履修方法

(授業科目および単位数)

第10条 各研究科の専攻別の授業科目および単位数は、別に定める。

(履修方法)

第11条 学生は、2年以上在学して所要の授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、かつ、 最終試験に合格しなければならない。

- 第12条 学生は、履修する授業科目中選択科目の選択については、あらかじめ指導教官の指導を受けなければならない。
- 第13条 学生は、指導教官の許可を得て、当該研究科の他の専攻の授業科目もしくは他の研究科の専攻の授業科目 またはその基礎となる学部の授業科目を履修し、これを 第11条に規定する単位とすることができる。

第5章 課程修了の認定

(単位の認定)

第14条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により、学期末に担当教官が行うものとする。

(成績の区分)

第15条 各授業科目の成績は、合格および不合格の2種とする。

(追試験)

第16条 病気その他止むを得ない事由により正規の試験を 受けることができなかった者は、追試験を許可すること がある。

(再試験)

第17条 不合格の授業科目については、願い出により再試 験を許可することがある。

第7章 学 位

(学位の授与)

- 第18条 研究科に所定の修業期間在学して、所定の単位を 修得し、学位論文の審査および最終試験に合格した者に は、修士の学位を授与する。
- 2 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会で選出した審査委員がこれを行ない、その合格および不合格は、審査委員の報告に基づいて研究科委員会が認定す
- 3 学位授与に関すを規則は、別に定める。

第3章 入学, 休学, 転学および選学 (入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

- 第20条 研究科に入学することのできる者は、次の各号の 1 に該当し、かつ、志望の専攻課程を履修するに適当と 認められた者とする。
 - (1) 学士の称号を有する者
 - (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了し た者
 - (3) 文部大臣の指定した者
 - (4) その他大学院において前号と同等以上の学力がある と認めた者

(入学志願者の手続きおよび選考)

- 第21条 入学志願者は、所定の入学願書およびその他の書類を所定の期間内に提出しなければならない。
- 第22条 入学志願者に対しては、選考のうえ入学を許可す

るものとし、選考の方法は別に定める。

(転入学および再入学)

第23条 転入学および再入学については、大学学則の規定 を準用する。

(入学手続)

第24条 入学を許可された者は、別に定めるところにより、入学手続きを行なわなければならない。

(休学, 転学および退学)

第25条 休学, 転学および退学については, 大学学則の規定を準用する。

第9章 入学検定料,入学料および授業料(入学検定料)

第26条 入学志願者は、検定料として金3,000円を納めなければならない。

(入学料)

第27条 入学を許可された者は、入学料として金 4,000 円 を所定の期日までに納めなければならない。

第28条 入学料を納めないものは,入学を取り消す。 (授業料)

第29条 授業料は,年額金18,000円とする。

第30条 授業料の納付方法および減免の扱い等については、大学学則の規定を準用する。

第10章 懲 戒

(懲戒)

第31条 懲戒については、大学学則の規定を準用する。 第11章 教員組織

(教員組織)

第32条 研究科における授業ならびに指導は、本学の教授, 助教授および講師がこれを担当する。

第12章 運営組織

(大学院委員会)

- 第33条 大学院の管理運営に関する事項を審議するため、 大学院委員会(以下「委員会」という。)をおく。
- 2 委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長)

第34条 研究科に研究科長をおき、基礎となる学部の長をもつてあてる。

(研究科委員会)

- **第35条** 研究科に属する学事管理を行なうため、研究科委員会をおく。
- 2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第13章 補 則

(研究科規則)

第36条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、各研究科規則に定める。

(大学学則の準用)

第37条 この学則中,大学学則を準用する場合は,「学部長」,「学部」をそれぞれ「研究科長」,「研究科」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1月から適用する。
- 2 富山大学大学院薬学研究科規程(昭和38年3月15日制定)は、廃止する。

富山大学大学院委員会規則の制定

富山大学大学院委員会規則を次のように制定する。 昭和42年5月19日

> 富山大学長 横田嘉右衞門 富山大学大学院委員会規則

(趣旨)

第1条 富山大学大学院学則第33条第2項の規定に基づき,富山大学大学院委員会(以下「委員会」という。)の組織,審議事項および運営等については,この規則の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。
 - (1) 学 長
 - (2) 各研究科長
 - (3) 各研究科の指導教授 各4名
- 2 前項第3号の委員は、研究科委員の互選によって定め、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。 (審議事項)
- 第3条 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 大学院の組織運営に関する事項
 - (2) 学生の入学および課程修了に関する事項
 - (3) 学位授与に関する事項
 - (4) 学長の諮問した事項
 - (5) その他大学院に関する事項

(議事)

- 第4条 委員会は、学長が招集し、その議長となる。
- 2 学長に事故あるときは、学長の指名する委員がこれに 代わる。
- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ 議事を開き議決することができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長の決するところによる。(委員以外の出席)
- 第6条 学長は、必要あるときは、委員以外の者を委員会 に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局が処理する。

附則

- 1 この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。
- 2 富山大学大学院委員会規程(昭和38年3月15日制定)は、廃止する。

富山大学大学院薬学研究科規則の制定

富山大学大学院薬学研究科規則を次のように制定する。 昭和42年5月19日

> 富山大学長 横田嘉右衞門 富山大学大学院薬学研究科規則

(趣旨)

第1条 富山大学大学院学則第36条の規定に基づき,富山大学大学院薬学研究科(以下「研究科」という。)に必要な事頃はこの規則の定めるところによる。

(授業科目, 単位数)

- 第2条 研究科における授業科目および単位数は、別表のとおりとする。
- 2 授業科目の配当および授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

(指導教官)

- 第3条 指導教官は、教授とする。ただし、必要あるときは、助教授をもって代えることができる。
- 2 指導教官は、学位論文の作成その他について、学生を 指導する。

(履修方法)

- 第4条 学生は、所属する専攻課程の授業科目について、 必修科目22単位以上、選択科目8単位以上、合計30単位 以上を修得しなければならない。
- 第5条 学生は、指導教官の許可を得て所属する専攻課程 以外の授業科目を履修することができる。
- 2 前項により履修した授業科目の単位は、研究科委員会 の承認のあった場合に限り、2単位までを前条に規定す る選択科目の単位に代えることができる。
- 第6条 学生は、毎年指定する期間内に、その学年で履修 しようとする授業科目を届出なければならない。 (単位の認定)
- 第7条 単位修得の認定は、筆記もしくは口頭の試験、または研究報告等により、授業担当教官が行なう。
- 2 前項の認定は、学期末に行なう。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変えることができる。 (成績区分)
- 第8条 修得単位の成績は、優、良、可で表示する。 (単位の証明)
- 第9条 研究科長は、単位を修得した学生の願出があれば 単位修得証明書を交付することができる。

(学位論文の提出)

第10条 学位論文は、予め指定する期日までに提出しなければならない。

(学位論文の審査および最終試験)

- 第11条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会において委嘱する教授3名の審査委員によって行なう。 ただし、1名は、原則として指導教授とする。
- 2 必要があるときは、教授の代わりに助教授を前項の審

査委員に委嘱することができる。

(転入学生の単位換算)

第12条 他の大学院から転入学した学生がその大学院で修得した単位を、この研究科の単位に換算する場合の認定は、研究科委員会が行なう。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか履修方法、その他必要な事頃は、研究科委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

別 表

◎ 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	備考
薬 化 学 特 論	2	○印は必修
薬品分析化学特論	2	
生薬学特論I	2	講義は指導教官の指導に
生薬学特論『	2	より4科目以上にわたり
衛生化学特論	2	8 単位以上。実験および
薬剤学特論	2	演習は薬学特別実験18単
薬品生物化学特論【	2	位以上および演習 4 単位
薬品生物化学特論 Ⅱ	2	以上を履修し, あわせて
薬品作用学特論	2	30単位以上を修得しなけ
薬品物理化学特論	2	ればならない。
薬品合成化学特論	2	
薬品製造学特論	2	
生物薬品製造学特論	2	
〇 薬学特別実験	18	
〇薬 学 演 習	4	

富山大学大学院工学研究科規則の制定

富山大学大学院工学研究科規則を次のように制定する。 昭和42年5月19日

> 富山大学長 横田嘉右衞門 富山大学大学院工学研究科規則

(目的)

第1条 富山大学大学院学則第36条の規定に基づき,富山 大学大学院工学研究科(以下「研究科」という。)に必 要な事項は、この規則の定めるところによる。

(授業科目, 単位数)

- 第2条 研究科における授業科目および単位数は、別表のとおりとする。
- 2 授業科目の配当および授業時間は、毎学年の始めにこれを定める。

(履修方法)

- 第3条 学生は、所属する専攻課程の授業科目について必修、選択あわせて30単位以上を修得しなければならない。
- 第4条 学生は、指導教官の許可を得て所属する専攻課程

第88~90号 以外の授業科目を履修することができる。 2 前項により履修した授業科目の単位は、4単位までを 前条に規定する選択科目の単位に代えることができる。 第5条 学生は、授業科目の履修にあたっては学期始めに 所定の学修票に必要事項を記入して授業科目担当教官に 提出し, 承認を得なければならない。 (単位の認定) 第6条 単位修得の認定は、筆記もしくは口頭の試験また は研究報告等により授業担当教官が行なう。 2 前項の認定は学期末に行なう。ただし、特別の事情が あるときはその時期を変えることができる。 (成績区分) 第7条 修得単位の成績は優、良、可、で表示する。 (単位の証明) 第8条 研究科長は、単位を修得した学生の願い出があれ ば単位修得証明書を交付することができる。 (学位論文の提出) 第9条 学位論文は、予め指定する期日までに提出しなけ ればならない。 (学位論文審査および最終試験) 第10条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会 で委嘱する教授3名の審査委員によって行なう。ただ し、1名は原則として指導教授する。 (転入学生の単位換算) 第11条 他の大学院から転入学した学生が、その大学院で 修得した単位をこの研究科の単位に換算する場合の認定 は、研究科委員会が行なう。 (その他) 第12条 この規則に定めるもののほか履修方法,その他必 要な事項は、研究科委員会が定める。 附則 この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4 月1日から適用する。 別 表 各専攻課程授業科目および単位数

専	攻	課	程	授	業	科	目	単位 数	備	考
		電気	理論	電気	工	学作路作	寺 論	2 2	○日必値	
		電気	幾器学	電力電力電力	工学	特論	第一	4		
電気工	学専攻	電力	工学	通信 通信 制 循	工学	特論	第二	2 4		
				計測			• ,,,,,,	2		

				Mark Sales		DULL	THE STREET, STATE OF THE STATE
	涌	/宣	T	المجاذا	応用数学特論	2	ì
	1(43	III				_	1
					○電気工学演習		
	4:1	御	_	泽	○電気工学実験		
	tp:J	4111	上	-5-	○課題研究第一	4	
					○課題研究第二	12	
					研究論文		
				-	77 76 1110 77		<u> </u>
					燃料化学特論	4	○印は
					高分子化学特論	2	必修
					有機化学特論	2	1
					有機合成化学特論	4	
	有	幾工	業化	学	有機反応化学特論	2	1
	i						
					工業電気化学特論	4	
1	i	幾合	成化		分折化学特論	2	
工業化学専攻					応用物理化学特論	4	
					物理化学特論	2	
	無材	幾工	業化	الجلام	応用数学特論	2	
					〇工業化学演習	2	
	د	W- /I	IH /1	عدير			
	⊥.∄	来彻	连化		〇工業化学実験	2	
	i				○課題研究第一	6	
	1				○課題研究第二	10	
	į				研 宪 論 文		
	r				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		OFFILE
					鋳 造 学 特 論	4	○印は 必修
					鉄鋼材料学特論	2	北區
	_		L Vol	227	非鉄材料学特論	4	1
	金	属木	才料	宁	金属加工学演習	2	
					鉄冶金学特論	4	
	仝	屋力	ш ¬-	114	理論冶金学特論	2	
		四月月	⊦I —	626	非鉄冶金学特論		
金属工学専攻						4	
	分十	1/4	<u>^</u>	1114	特殊金属学特論	2	
	业人	口	ZIZ.	5	応用数学特論	2	
					〇金属工学演習	2	
	非	鉄石	台金	学	〇金属工学実験	2	1
		-> 1)		J	○課題研究第一	8	
	1				○課題研究第二	•	
	Ì					8	
	, ,,,,,				研究論文		
					弹性学特 論 第一	2	〇印は
	1				弹性学 特論 第二		必修
	材	料	ħ	124	機械力学特論	2	
	12]	1	JJ		機構学特論	2	
					流体力学特論第一	2	
	機	械	力	学	流体力学特論第二	2	
松 ナール・ナー・				-	工業熟力学特論	2	
機械工学専攻	流				伝熱工学特論	2	
		体	工	275	輸送現象特論	2	
		5.00					
	熱				熱原動機関特論	2	
	1		Ľ.	学	応用数学特論第一	2	
1					応用数学特論第二	2	
					応用数学演習	2	
					機械工学設計製図	2	
ŧ						_	
ļ.	,				!		

To the second se	○機械工学演習 ○機械工学実験 ○課題研究第一 ○課題研究第二 研究論文	2 4
各専攻課程 共 通	応用物理学特論	2

富山大学大学院薬学研究科委員会 規則の制定

富山大学大学院薬学研究科委員会規則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学大学院薬学研究科委員会規則

(趣旨)

第1条 富山大学大学院学則第35条第2項の規定に基づき、富山大学大学院薬学研究科委員会(以下「委員会」という。)の組織、審議事項および運営等については、この規則の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。
 - (1) 研究科長
 - (2) 研究科の指導教授

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 研究科担当教員に関する事項
 - (2) 学科課程に関する事項
 - (3) 試験に関する事項
 - (4) 課程修了の認定に関する事項
 - (5) 入学, 退学, 休学, 転学および懲戒その他学生の身 分に関する事項
 - (6) その他研究科の教育、研究および運営に関する事項 (議事)
- 第4条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。
- 2 研究科長に事故あるときは、研究科長の指名する委員がこれに代わる。
- 3 委員会は、研究科長が必要と認めたときまたは委員の 3分の1以上から付議すべき事項を示して請求のあった ときこれを開く。
- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ 議事を開き議決することができない。
- 2 議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。ただし、富山大学学位規則第14条に規定する事項に 関しては、出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。
- 3 長期出張中または、休職中の教授は前項の数に算入しない。

(委員以外の出席)

第6条 研究科長は、必要があるときは、委員以外の者を 委員会に出席させることができる。

(小委員会)

- 第7条 研究科委員会に小委員会をおくことができる。
- 第8条 小委員会は、委員会から付託された研究科の運営 その他必要な事項に関し、委員会に提出する原案の作成 にあたる。

(細則)

第9条 委員会は、必要があるときは、細則を設けることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究科長の指示により事務長が 処理する。

附則

この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学大学院工学研究科委員会 規則の制定

富山大学大学院工学研究科委員会規則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学大学院工学研究科委員会規則

(趣旨)

第1条 富山大学大学院学則第35条第2項の規定に基づき、富山大学大学院工学研究科委員会(以下「委員会」という。)の組織、審議事項および運営等については、この規則の定めるところによる。

(組織)

- 第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって組織する。
 - (1) 研究科長
 - 2) 研究科の指導教授

(審議事項)

- 第3条 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 研究科担当教員に関する事項
 - (2) 学科課程に関する事項
 - (3) 試験に関する事項
 - (4) 課程修了の認定に関する事項
 - (5) 入学, 退学, 休学, 転学および懲戒その他学生の身 分に関する事項
 - (6) その他研究科の教育,研究および運営に関する事項 (議事)
- 第4条 委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。
- 2 研究科長に事故あるときは、研究科長の指名する委員がこれに代わる。
- 3 委員会は、研究科長が必要と認めたときまたは委員の

3分の1以上から付議すべさ事項を示して請求のあった ときこれを開く。

- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ 議事を開き議決することができない。
- 2 議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。ただし、富山大学学位規則第14条に規定する事項に関しては、出席委員の4分の3以上の同意を必要とする。
- 3 長期出張中または、休職中の教授は前項の数に算入しない。

(委員以外の出席)

第6条 研究科長は、必要があるときは、委員以外の者を 委員会に出席させることができる。

(小委員会)

- 第7条 研究科委員会に小委員会をおくことができる。
- 第8条 小委員会は、委員会から付託された研究科の運営 その他必要な事項に関し、委員会に提出する原案の作成 にあたる。

(細則)

第9条 委員会は、必要があるときは、細則を設けることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究科長の指示により事務長が 処理する。

附則

この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

昭和42年4月1日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則(昭和25年1月20日制定)の一部を次のように改正する。

本学則中「規程」を「規則」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 本学に次の学部、学科および課程をおく。

文理学部 文学科, 理学科

教育学部 小学校教員養成課程,中学校教員養成課程, 養護学校教員養成課程

経済学部 経済学科

薬 学 部 薬学科, 製薬化学科

工学部 電気工学科,工業化学科,金属工学科,機械工学科,生産機械工学科,化学工学科

2 各学部に関する規則は、別に定める。

第4条の2を第6条に改め、「薬学研究科」の次に「工学研究科」を加える。

同条第2項中「薬学研究科」を「各研究科」に改める。 第5条および第6条を削り、第4条の次に次の1条を加 える。

- 第5条 本学に一般教育に関する教育を一括して行なうため、教養部をおく。
- 2 教養部に関する規則は、別に定める。 第11条を次のように改める。

第11条 教養部に一般教育課程をおき、各学部の一般教育 科目、外国語科目および保健体育科目の授業を行なう。

第12条中「学部規程」を「各学部および教養部規則」に改める。

「第40条から第42条まで削除」を「第40条および第41条削除」に、第43条を第42条に改め、第42条の次に次の1条を加える。

第43条 教養部に教養部長をおく。

2 教養部長は、学長の命を受けて教養部に関する事項を 掌る。

第8章の章名を次のように改める。

第8章 協議会, 評議会, 教授会, 委員会および教養部運 営協議会

第47条第1項を次のように改める。

第47条 各学部および教養部に教授会をおく。

同条第2項中「学部教授会」を「教授会」に改める。 第48条を次のように改める。

第48条 本学に教養部運営協議会をおく。

2 教養部運営協議会の規則は、別に定める。

第56条中「工学専攻科 電気工学専攻

工業化学専攻を

金属工学専攻

機械工学専攻」

「工学専攻科 生産機械工学専攻」に改める。

第58条中「工学専攻科 電気工学専攻 5名

工業化学専攻 5名

金属工学専攻 5名

を

機械工学専攻 5名」

「工学専攻科 生産機械工学専攻5名」に改める。

第67条第1項中「学部所定」を「本学所定」に改める。 同条第2項中「各学部教授会」を「当該教授会」に改める。

同条第5項中「各学部」を「各学部または教養部」に改める。

第74条および第76条中「学部教授会」を「当該教授会」 に改める。

別表第1中教育学部欄に次の1欄を加える。

養護学校教員	異常児心理 異常児の病理
養成課程	

同薬学部製薬化学科欄中講座または学科目の項の「薬品 合成化学」の次に「生物薬品製造学」を加える。

同工学部化学工学科欄中講座または学科目の項の「機械 的単位操作」の次に「輸送現象」を加える。

附 則

- 1. この学則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2. 富山大学一般教育科設置規程(昭和24年8月12日制定) は, 廃止する。

富山大学工学部規程の一部改正

富山大学工学部規程の一部を改正する規程を次のように 制定する。

昭和42年3月15日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学工学部規程の一部を改正する規程

富山大学工学部規程(昭和25年12月15日制定)の一部を 次のように改正する。

第2条別表(1)の工業化学科,金属工学科,機械工学科, 生産機械工学科および化学工学科の授業科目および単位数 を次のように改める。

工業化学科の専攻科目中

「【工業化学計算	3		
有機材料化学	3		を削除し,
有機工業電気化学	1	J	
有機合成工業化学	4		
石油化学	4		を
合成樹脂	4		
「一有機合成化学	4		
石油化学第1	2		1-
石油化学第2	2		1C,
高分子化学	4		
酸・アルカリ肥料化学	4		を
珪酸塩工業化学	4	j	
酸・アルカリ・肥料	3		12.
這酸塩工業化学	2	\rfloor	¥C.
「一化学工学	4	Ţ	を
「 化学工学第1	2		に改める。
化学工学第2	2		(CD) 000
金属工学科の関連科目中			
「!酸・アルカリ肥料化学	2		を
「 酸・アルカリ・肥料	1		に改める。
機械工学科の関連科目中			
「」化学工学	4		を
「 化学工学第1	2		に改める。
化学工学第2	2		1000000
生産機械工学科の恵改科	日由		

「 精密測定学	!	6	_	を
「!精密測定学	i	4	!]	1C,
厂制 御 要 素	1	8]	を
「 制御要素第1		3		₹ 7.
制御要素第2		3	L	¥C.
関連科目中				
「一金属材料学	;	5		を
「「金属材料学	-	4		に改め.
「「非金属材料学	1	2	1]	の次に
「 工 業 英 語		2]	を加える。
化学工学科の専攻科目中	I			
「 有機合成工業化学	1	4		を
酸・アルカリ肥料化学	-	4		ے
「 有機工業化学第1	1	2	[
有機工業化学第2	į	2	i	に改める。
酸・アルカリ・肥料		3		

(4)

この規程は、昭和 42 年 3 月 15 日から施行し、昭和 42年4月1日から適用する。ただし、工業化学科の専攻科目および機械工学科の関連科目のうち「化学工学第1」ならびに「化学工学第2」の授業科目および単位数については、昭和41年10月1日から適用するものとし、昭和38年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

富山大学教養部設立準備委員会 規則の一部改正

富山大学教養部設立準備委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月1日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学教養部設立準備委員会規則の

一部を改正する規則

富山大学教養部設立準備委員会規則(昭和42年2月17日制定)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

富山大学事務組織規程の一部改正

富山大学事務組織規程の一部を改正する規程を次のよう に制定する。

昭和42年4月1日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学事務組織規程の一部を改正する規程

富山大学事務組織規程(昭和39年1月1日制定)の一部 を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学事務組織規則

第3条第1項を次のように改める。

第3条 各学部,教養部および附属図書館に事務部をおく。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 学部および教養部

第12条の条文を次のように改める。

第12条 各学部および教養部の事務部は、次の事務をつかさどる。

同条第23号を第24号とし、第9号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 職員団体および学術団体に関すること。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 共通事項

- 第14条 必要に応じ各課に課長補佐を,各事務部に事務長 補佐をおくことができる。
- 2 課長補佐および事務長補佐は、それぞれ課長または事 務長の職務をたすける。
- 第15条 第3条第2項の事務室ならびに第4条第1項の各 係に係長をおき、文部事務官または文部技官をもってあ てる。
- 2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。 第16条 必要に応じ各係に主任をおくことができる。
- 2 主任は、係長の職務をたすける。

第17条 各係に係員をおく。

- 2 係員は、上司の命を受け、係の事務を処理する。 附 財
 - この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

富山大学評議会規程の一部改正

富山大学評議会規程の一部を改正する規程を次のように 制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学評議会規程の一部を改正する規程 富山大学評議会規程(昭和28年5月28日制定)の一部を 次のように改正する。

第2条第2号および第3号を次のように改める。

- (2) 各学部長および教養部長
- (3) 各学部および教養部の教授 各 2 名 第 3 条を次のように改める。
- 第3条 前条第3号の評議員は、当該学部および教養部の 教授のうちから当該教授会が選出するものとする。 第8条第1項第3号を次のように改める。
- (3) 学部,学科および教養部その他重要な施設の設置廃止 に関する事項

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学補導協議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学補導協議会規程の一部を改正する規程

富山大学補導協議会規程(昭和24年8月5日制定)の一部を次のように改正する。

第2条中「各学部間の」を「各学部,教養部間の」に改める。

第3条第1項第2号中「各学部の補導委員会委員2名。」 を「各学部および教養部の補導委員会委員各2名。」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学入学試験管理委員会 規程の一部改正

富山大学入学試験管理委員会規程の一部を改正する規程 を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学入学試験管理委員会規程の一部を 改正する規程

富山大学入学試験管理委員会(昭和36年9月8日制定) の一部を次のように改正する。

第3条第2号「各学部長」を「各学部長および教養部長」に、同条第3号中「各学部」を「各学部および教養部」に、第4条中「学部長」を「学部長または教養部長」に改める。

附則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

常山大学入学者選抜方法研究 季員会規則の一部改正

富山大学入学者選抜方法研究委員会規則の一部を改正する規則の一部を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学入学者選抜方法研究委員会規則の

一部を改正する規則

富山大学入学者選抜方法研究委員会規則(昭和39年12月 18日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号「各学部長」を, 「各学部長および 教養部長」に, 第3号中「各学部」を「各学部および教養 部」に改める。

同条第2項中「学部長」を「学部長または教養部長」に改める。

附 則

との規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学建築委員会規程の一部改正

富山大学建築委員会規程の一部を改正する規程を次のよ

うに制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学建築委員会規程の一部を改正する規程

富山大学建築委員会規程(昭和29年2月26日制定)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号の「各学部長」を「各学部長および 教養部長」に、同条同項第7号の「各学部教授1名」を「 各学部および教養部教授会各1名」に、同条第2項中「当 該学部長」を「当該学部長または教養部長」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学文化部会規程の一部改正

富山大学文化部会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学文化部会規程の一部を改正する規程 富山大学文化部会規程(昭和24年10月18日制定)の一部 を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 各学部および教養部補導委員会委員の互選による者 各1名

附則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学体育部会規程の一部改正

富山大学体育部会規定の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学体育部会規程の一部を改正する規程

富山大学体育部会規程(昭和24年9月9日制定)の一部 を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 各学部および教養部教官のうちから学部または教養部補導委員会の選考による者 各1名

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学公務員宿舎委員会規程の一部改正

富山大学公務員宿舎委員会規程の一部を改正する規程を 次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学公務員宿舎委員会規程の一部を改正する規程 富山大学公務員宿舎委員会規程(昭和38年11月1日制 定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「各学部」を「各学部および教養

部」、に「当該学部長」を「当該学部長または教養部長」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学レクリェーション委員会 規程の一部改正

富山大学レクリエーション委員会規程の一部を改正する 規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学レクリエーション委員会規程の

一部を改正する規程

富山大学レクリエーション委員会規程(昭和38年11月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第8号を第9号とし、第3号から第7号まで1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 会計課長

同条第6号を次のようにめる。

(6) 各学部長および教養部長がすいせんした者 各3名 附 間

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学学長選考基準の一部改正

富山大学学長選考基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

昭和42年4月14月

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学学長選考基準の一部を改正する基準 富山大学学長選考基準(昭和28年5月28日制定)の一部 を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 委員は、各学部および教養部の教授会で選出された教授各4名とする。

附則

この基準は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学名誉教援に関する規程 の一部改正

富山大学名誉教授に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学名誉教授に関する規程の一部を改正 する規程

富山大学名誉教授に関する(昭和33年4月25日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該学部長」を「当該学部長または教養部長」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学健康安全管理組織規程 の一部改正

富山大学健康安全管理組織規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4年14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学健康安全管理組織規定の一部を 改正する規程

富山大学健康安全管理組織規程(昭和35年2月26日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第3項別表の富山大学健康安全管理機構組織表中 工学部および附属図書館の間に次の事項を加える。



附 則

うち主たる取扱者

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準の一部改正

富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準の一部を 改正する基準を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学教員(教授・助教授・講師)選考 基準の一部を改正する基準

富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準(昭和29年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第2条中「当該学部教授会」を「当該教授会」に改める。 第3条および第6条中「学部長」を「学部長または教養 部長」に改める。

附 則

この基準は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学文書処理規程の一部改正

富山大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学文書処理規程の一部を改正する規程 富山大学文書処理規程(昭和29年2月10日制定)の一部 次のように改正する。

この規程中「庶務課庶務係」を「庶務課文書係」に、「 庶務係」を「文書係」に(第2条中()書内を除く。),「庶務係長」を「文書係長」に改める。 第16条中「富大文収(発)第 号文理学部所管に関するもの」の下段に「富大養収(発)第 号教養部所管に関するもの」を加える。

附則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学文書決裁規定の一部改正

富山大学文書決裁規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学文書決裁規程の一部を改正する

規 程

富山大学文書決裁規程(昭和38年11月1日制定)の一部 を次のように改正する。

第3条第1項()内の中「各学部長」の次に「教養部 長」を加える。

別表 1 中第 2 項, 第20項および第39項の部局欄 図書

長 「学部長 に改める。 館長」 教養部長 図書館長」

同表中第12項の部局欄「学部長 「学部長 に改 図書館長」を 教養部長 図書館長」

める。

別表 2 中部局欄「学部長 「学部長 に改める 。 図書館長」 図書館長」 図書館長」

附 則

この規程は、昭和42年4日14日から施行する。

富山大学国有財産取扱規程の一部改正

富山大学国有財産取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学国有财産取扱規程の一部を改正す る規程

富山大学国有財産取扱規程(昭和33年3月7日制定)の一部を次のように改正する。

第2条中「学部および附属図書館」を「学部、教養部および附属図書館」に改める。

第9条第4項別表の国有財産監守者および同補助者指定の基準中,区分の項の「学部」を「学部および教養部」に 改める。

附則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学附属図書館商議会規定 の一部改正

富山大学附属図書館商議会規程の一部を改正する規程を

次のように制定する。 昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学附属図書館商議会規程の一部を改 正する規程

富山大学附属図書館商議会規程(昭和24年8月19日制定) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「各学部図書委員会の委員長及び副委員長。」を「各学部および教養部図書委員会の委員長および副委員長。」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学学生会館運営委員会 規則の一部改正

富山大学学生会館運営委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門 富山大学学生会館運営委員会規則の一部を改正す

る規則 る規則

富山大学学生会館運営委員会規則(昭和40年5月31日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号および第5号を次のように改める。

- (2) 各学部及び教養部から推せんされた教官各1名
- (3) 各学部及び教養部から選出された学生各1名 附 則
- この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学体育館運営委員会規則 の一部改正

富山大学体育館運営委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学体育館運営委員会規則の一部を改 正する規則

富山大学体育館運営委員会規則(昭和38年12月21日制定) の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 各学部および教養部教官 各1名

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学学寮補導委員会規則の一部改正

富山大学学寮補導委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学学寮補導委員会規則の一部を改正 する規則

富山大学学寮補導委員会規則(昭和37年4月27日制定)

の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「各学部」を「各学部および教養部」に改める。

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学計算センター運営委員 会規則の一部改正

富山大学計算センター運営委員会規則の一部を改正する 規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学計算センター運営委員会規則の一部を改正する規則

富山大学計算センター運営委員会規則(昭和40年3月15日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「各学部教官」を「各学部および 教養部教官」に改める。

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学放射性同位元素委員会 規則の一部改正

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学放射性同位元素委員会規則の一部

を改正する規則

富山大学放射性同位元素委員会規則(昭和40年1月1日制定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「各学部」を「各学部および教養部」に改める。

附 則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学電気工作物保安規則の一部改正

富山大学電気工作物保安規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年4月14日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学電気工作物保安規則の一部を改正

する規則

富山大学電気工作物保安規則(昭和41年3月15日制定) の一部を次のように改正する。

第5条別表第1保安業務の組織図中,学部および附属図書館の間に、次の事項を加える。

教養部 (教養部長)

事務長(補助者)

附則

この規則は、昭和42年4月14日から施行する。

富山大学学位規則の一部改正

富山大学学<mark>使</mark>規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学学位規則の一部を改正する規則

富山大学学位規則(昭和40年1月22月制定)の一部を次のように改正する。

この規則中「及び」を「および」に、「又は」を「または」に改める。

第1条中「学位規則(昭和28年文部省令第9号)第11条の規定に基づき、」を「学位規則(昭和28年文部省令第9号)第11条および富山大学大学院学則第18条第3項の規定に基づき、」に改める。

第2条中「薬学修士」を「修士」に改め、同条第2項と して次の1項を加える。

2 修士の種類は、次のとおりとする。

薬学修士

工学修士

第3条中「本学大学院薬学研究科規程」を「本学大学院 学則」に改める。

第5条中「一編」を「一篇」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

第13条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、次のとおり本学名を付記するものとする。

薬学修士(富山大学)

工学修士(富山大学)

同条第2項を「第13条の2」に改め,次の見出しを加える。 (学位記の様式)

別表を次のように改める。

別表

学位を授与する 修士課程を修了したので〇〇修士 本学大学院○○研究科○○専攻の (薬または工) 富山 大学印 大学長 年 学 氏 (都道府県 修第 氏 年 月 記 名 月 号 \exists 名 付 学長印 日 生

附 則

この規則は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学学部補導委員会規程の一部改正

富山大学学部補導委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学学部補導委員会規程の一部を改正 する規程

富山大学学部補導委員会規程(昭和24年8月5日制定) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学学部補導委員会規則

第8条を次のように改める。

第8条 本会は、必要に応じ随時これを開催する。

附則

- 1. この規程は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年 4月1日から適用する。
- 2. この規程は、教養部においても適用するものとする。
- 3. この規程を各学部または教養部において適用する場合は、規程中「学部」とあるのを「文理学部」、「教育学部」、「経済学部」、「薬学部」、「工学部」または「教養部」と、「学部長」とあるのを「文理学部長」、「教育学部長」、「経済学部長」、「薬学部長」、「工学部長」または「教養部長」と読み替えるものとする。

富山大学学部図書委員会規程の一部改正

富山大学学部図書委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 橫田嘉右衞門

富山大学学部図書委員会規程の一部を改正 する規程

富山大学学部図書委員会規程(昭和24年8月19日制定)

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学学部図書委員会規則

第3条第2号を次のように改める。

- (2) 附属図書館事務長(工学部においては工学部分館長) 附 則
- 1. この規程は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。
- 2. この規程は、教養部においても適用するものとする。
- 3. この規程を各学部または教養部において適用する場合は、規程中「学部」とあるのを「文理学部」、「教育学部」、「経済学部」、「薬学部」、「工学部」または「教養部」と読み替みるものとする。

富山大学建築委員会規程の一部改正

富山大学建築委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学建築委員会規程の一部を改正する 規程

富山大学建築委員会規程(昭和29年2月26日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学建築委員会規則

第4条第7号を第8号とし,第5号および第6号を1号ずつ繰り下げ,第4号の次に次の1号を加える。

(5) 学生部長

附 則

この規程は、昭和42年5月19日から施行する。

富山大学学長選考基準細則の一部改正

富山大学学長選考基準細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学学長選考基準細則の一部を改正する細則

富山大学学長選考基準細則(昭和28年10月2日制定)の 一部を次のように改正する。

第4条第1項中「各学部選出の評議員の互選により各学部から1名を選出する。」を「各学部および教養部選出の評議員の互選により各学部および教養部から各1名を選出する。」に、同条第2項および第3項中「学部選出」を「学部または教養部選出」に改める。

第8条および第12条中「学部長」を「学部長および教養部長」に改める。

第9条中「本部,各学部,図書館とする。」を「本部, 各学部,教養部および附属図書館とする。」に改める。

第13条中「本部ならびに各学部」を「本部ならびに各学部よび教養部」に改める。

附 則

この細則は、昭和42年5月19日から施行する。

富山大学文書処理規程の一部改正

富山大学文書処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学文書処理規程の一部を改正する規程 富山大学文書処理規程(昭和29年2月10日制定)の一部 を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学文書処理規則

第16条中「富山図薬収(発)第 号 附属図書館薬学部 分館主管に関するもの」を「富大図工収(発)第 号 附 属図書館工学部分館主管に関するもの」に改める。

附 則

この規程は、昭和42年5月19日から施行する。

富山大学国有財産取扱規程の一部改正

富山大学国有財産取扱規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学国有財産取扱規程の一部を改正する規程

富山大学国有財産取扱規程(昭和33年3月7日制定)の 一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学国有財産取扱規則

第2条第1項中「学部,教養部および附属図書館をいう。」を「本部(事務局および学生部),学部,教養部, 附属図書館および寄宿舎をいう。」に改める。

同条第2項中「前項の各部局の長をいう。」を「前項の 各部局の長(本部については事務局長,寄宿舎については 学生部長)をいう。」に改める。

第18条中「文部省取扱規程第26条」を「文部省取扱規程 第24条, 第25条および第26条」に改める。

附則

この規程は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

富山大学国有財産使用規程の一部改正

富山大学国有財産使用規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

昭和42年5月19日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学国有財産使用規程の一部を改正す る規程

富山大学国有財産使用規程(昭和33年9月12日制定)の 一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学国有財産使用規則

第4条の条文の後に次のただし書を加える。

ただし、学生会館および職員ホールの使用については、 別に定めるところによる。

「別表第2号様式」を別紙1のように改める。

「別紙第3号様式」を別紙2のように改める。

附 則

この規程は、昭和42年5月19日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

別紙1

(別紙第2号様式)

昭和 年 月 日

殿

富山大学長

国有財産使用許可書

昭和 年 月 日付をもって申請のあった国有財産の使用については下記のとおり許可します。

記

- 1. 使用を許可する国有財産の名称
- 2. 使用日時
 自昭和
 年
 月
 日

 至昭和
 年
 月
 日
- 3. 使用目的
- 4. 使用金額 金

円也

- 5. 使用条件
 - イ. 本学国有財産使用規程を厳守すること。
 - ロ. 使用目的以外に使用しないこと。
 - ハ. 使用にあっては火気の取扱に注意すること。
 - ニ. 使用場所は、清潔整頓に努め、跡始末は厳重にする とと。
 - ホ. その他建物の保全上必要な指示事項を厳守すること。
 - へ. 使用後はその都度、当該部局の課(係)(時間外は 宿、日直者)および守衛所へ届出ること。

別紙2

(別紙第3号様式)

国 有 財 産 使 用 許 可 譽

使用者住所

氏 名

殿

許 可 者 部局長氏名

昭和 年 月 日付をもって申請にかかる当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第3項及び第19条に基き、下記の条件を付して許可する。なお、この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文部省に対して審査請求をすることができる。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は次のとおりである。

所 在

区分

数量

使用部分 別図のとおり

(指定する用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、昭和 年 月 日 から昭和 年 月 日までとする。 ただし、使用許可の期間の更新を受けようとするときは、使用許可された期間の満了2カ月前までに、書面をもって学長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は 円とし当局才入徴収官の 発する納入告知書により指定期日までに納入しなければ ならない。

2. 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日 から納入日まで延滞金として日歩4銭の割合で計算した 金額を支払わなければならない。

(使用料の改訂)

第5条 学長は経済情勢の変動国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基いて特に必要があると認める場合には使用料を改訂することができる。

(経費の負担等)

第6条 使用を許可された者は、使用を許可された物件の 維持保存のため通常必要とする経費のほか当該使用を許可された物件に附帯する電話、暖房、電気、ガス及び水 道等の諸設備の使用料を負担しなければならない。

(使用上の制限)

- 第7条 使用を許可した物件は国有財産法第18条第3項に 規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を 許可された者は常に善良なる管理者の注意をもって維持 保存しなければならない。
- 2. 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外の用途に供してはならない。
- 3. 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは事前に書面をもって学長の承認を受けなければならない。

(転貸等の禁止)

第8条 使用を許可された者は、使用を許可された物件を 他の者に転貸又は担保に供してはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

- **第9条** 学長は次の各号の1に該当するときは使用許可の 取消し又は変更することができる。
 - 1.使用を許可された者が許可条件に違背したとき
- 2.国において使用を許可した物件を必要とするとき (原状回復)
- 第10条 学長が使用許可を取消したとき又は使用を許可した期間が満了したときは使用を許可された者は自己の負担で学長の指定する期日までに使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし学長が特に承認したときはこの限りでない。
- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないと きは学長は使用を許可された者の負担においてこれを行

なうことができる。この場合使用を許可された者は何等 の異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

- 第11条 使用を許可された者はその責に帰する事由により 使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は棄損し たときは当該滅失又は棄損による使用を許可された物件 の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなけれ ばならない。ただし、前条の規定により使用を許可され た物件を原状回復した場合はこの限りでない。
- 2 前項に掲げる場合のほか使用を許可された者は本許可 書に定める義務を履行しないため損害を与えたときはそ の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなけれ ばならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第12条 使用許可の取消しが行なわれた場合においては使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。

(実地調査等)

第13条 学長は使用を許可した物件について随時に実地調査し又は所要の報告を求めその維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第14条 本条件に関し疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義が生じたときはすべて学長の 決定するところによるものとする。

富山大学教養部設立準備委員会 規則の廃止

富山大学教養部設立準備委員会規則を廃止する規則を次のように制定する。

昭和42年 4 月18日

富山大学長 横田嘉右衞門

富山大学教養部設立準備委員会規則を廃止する規則 富山大学教養部設立準備委員会規則(昭和42年2月17日 制定)は、廃止する。

附則

- 1. この規則は、昭和42年4月18日から施行する。
- 2. 富山大学教養部設立準備委員会専門分科会細則(昭和 42年2月24日制定)は,廃止する。

諸 会 議

第11回 評 議 会(3月15日)

(議題)

- 1. 富山大学工学部規程の一部改正(案)について
- 2. 昭和42年度富山大学入学者選抜学力檢查問題採点委員

調査書審査委員の委嘱について

- 3. 昭和41年度富山大学卒業生並びに修了生の認定について
- 4. 富山大学教育学部 後護学校 教員 養成課程の新設について
- 5. 昭和42年度富山大学科学教育研究室入室案内について
- 6. 昭和42度年富山大学教育専攻科入学者選抜選考について
- 7. 学生の除籍について
- 8. 昭和42年度概算要求内示について
- 9. 学生の懲戒について

第1回 評 議 会 (4月1日)

(議題)

- 1. 昭和42年度入学試験合格者の判定について
- 2. 沖縄留学生の入学について
- 3. 富山大学経済学専攻科入学者について 経済学部学士入学について
- 4. 富山大学学則の一部改正について
- 5. 富山大学教養部規則の制定について
- 6. 富山大学事務組織規程の一部改正について
- 7. 富山大学教養部設立準備委員会規則の一部改正について
- 8. 富山大学教養部長の決定について

第2回 評 議 会 (持廻り)

(議題)

1. 富山大学教養部教官組織および移行教官について

第3回 評 議 会 (持廻り)

(議題)

1. 富山大学教養部移行教官について

第4回 評 議 会 (4月14日)

(議題)

- 1. 富山大学教養部運営協議会規則(案)について
- 2. 富山大学教養部教授会規則(案)について
- 3. 富山大学学内諸規則の一部改正(案)について
 - (1) 評議会規程
 - (2) 補導協議会規程
 - (3) 入学試験管理委員会規程
 - (4) 入学者選抜方法研究委員会規則
 - (5) 建築委員会規程
 - (6) 文化部会規程
 - (7) 体育部会規程
 - (8) 公務員宿舎委員会規程
 - (9) レクリエーション委員会規程
 - (10) 学長選考基準
 - (11) 名誉教授に関する規程
- (12) 健康安全管理組織規程
- (13) 教員(教授·助教授·講師)選考基準
- (4) 文書処理規程
- (15) 文書決裁規程

- (16) 国有財産取扱規程
- (17) 学生会館運営委員会規則
- (18) 体育館運営委員会規則
- (19) 学寮補導委員会規則
- (20) 計算センター運営委員会規則
- (21) 放射性同位元素委員会規則
- (22) 電気工作物保安規則
- (23) 附属図書館商議会規程
- 4. 学生の除籍について
- 5. 昭和42年度富山大学大学院工学研究科(修士課程)学 生募集要項について
- 6. 学生の停学解除について
- 7. 教官の管理職の範囲について
- 8. 昭和42年度文教施設等について

第5回 評 議 会 (持廻り)

- (議題) 1. 昭和42年度富山大学大学院工学研究科入学試験合格者
- 2. 大学祭及び運動会について

及び入学式について

第6回 評 議 会 (5月19日)

(議題)

- 1. 富山大学名誉教授の称号の授与について
- 2. 学生の再入学について
- 3. 富山大学大学院学則(案)の制定について

- 4. 富山大学学位規則の一部改正(案)について
- 5. 富山大学大学院委員会規則(案)の制定について
- 6. 富山大学大学院薬学研究科規則(案)の制定について
- 7. 富山大学大学院工学研究科規則(案)の制定について
- 8. 富山大学大学院薬学研究科委員会規則(案)の制定に ついて
- 9. 富山大学大学院工学研究科委員会規則(案)の制定について
- 10. 富山大学学長選考基準細則の一部改正(案) について
- 11. 富山大学学内規則の一部改正(案) について
 - (4) 学部補導委員会規程
 - (中) 学部図書委員会規程
 - (ハ) 建築委員会規程
 - (二) 国有財産取扱規程
 - (お) 国有財産使用規程
 - (4) 文書処理規程
- | 12. 昭和42年5月卒業見込者の認定について
- 13. 教官の管理職員等について

第1回 協 議 会 (4月14日)

(議題)

1. 富山大学学長選考基準の一部改正(案)について

第2回 協 議 会 (5月19日)

(議題)

1. 富山大学学長選考基準細則の一部改正(案)について

人 事 異 動

	1			
現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
	加藤龍夫	助教授(教育学部) に採用する	42. 4. 1	文部大臣
教 授 授 (教育学部)	蜷 川 栄 作	教育学部長に併任する	42. 3. 31	//
(文理学部)	竹内豊三郎	評議員に併任する	42. 4. 1	"
/ (経済学部)	植村元覚	経済学部長に併任する	"	11
(")	野 崎 富 作	評議員に併任する	"	"
(")	三 国 一 義	経営短期大学部教授に併任する 経営短期大学部主事に併任する	"	"
(薬 学 部)	木 村 康 一	薬学部附属和漢薬研究施設長に併任する	"	"
教 論 (附属小学校)	山崎正俊	教育学部附属小学校教頭に併任する	"	"
教 授 (教 養 部)	大島文雄	評議員に併任する	42. 4. 25	"
(")_	林良二	"	"	"
人 事 係 長 (庶 務 課)	高松平吉	庶務課課長補佐に昇任させる	42. 4. 1	"
司 計 係 長 (会 計 課)	奥井三郎	会計課課長補佐に昇任させる	"	"
課 長 補 佐 (施 設 課)	瀬川義広	金沢大学施設部施設課長に昇任させる	"	"

現官職	氏			名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
企 画 係 長 (施 設 課)	前	島	—— 健	治	施設課課長補佐に昇任させる	42. 4. 1	文部大臣
講師(教育学部)	安	藤		幸	助教授に昇任させる	"	"
(薬 学 部)	永	田 .	īĒ.	典	"	"	"
学務係長	藤	森	清	-	工学部事務長補佐に昇任させる	"	"
講師 (工学部)	藤	田	-4	宏	助教授に昇任させる	"	"
(教育学部)	菅	野	貞	雄	"	42. 4. 16	"
(")	見	村	て	67	"	42. 5. 1	"
(")	石	原	÷	+	"	"	"
庶務課長	辺	見	儀	平	埼玉大学庶務部庶務課長に配置換する	42. 4. 1	"
課 長 補 佐 (庶 務 課)	井	波	勝	=	経済学部事務長に配置換する	"	"
課長 補佐 (会計課)	酒	井		弘	経営短期大学部事務長に配置換する。	"	"
学 生 課 長	榎	本	兼	三	茨城大学附属図書館事務長に配置換する	"	"
厚生課長	若	林	俊	吉	教養部事務長に配置換する	"	"
教 授 (文 理 学部)	大	島	文	雄	教養部に配置換する	"	"
(")	渡	辺	義	_	. "	"	"
(")	林		良	=	"	"	"
(")	片	Щ	龍	戍	"	"	"
助 教 授	近	藤	堅	_	"	"	"
(")	平	田	_	郎	. "	//	"
(")	横	Щ	文	雄	"	"	"
(")	柿	岡	時	ïЕ	"	"	"
(")	中	臣	恵	瞇	"	"	"
(")	小	森		典	"	"	"
(",)	坂	井	B	市	"	"	"
(")	梅	原	隆	章	"	"	"
(")	杉	本	新	平	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	"	//
(")	大	谷	重	彦	"	"	"
(",)	奥	貫	晴	弘	"	"	"
(")	上	野	英	雄	"	"	"
(")	Щ	本	篤	司	"	"	"
(//)	沢	田	和	夫	広島大学(教養部)助教授に配置換する	"	"
事務長(教育学部)	斉	藤	義	康	文理学部事務長に配置換する	"	"
数 授 (経済学部)	神	野	璋	—郎	和歌山大学(経済学部)教授に配置換する	" "	//
事務長	有	岡		進	教育学部事務長に配置換する	"	"
広島 大学	1 +	1.1	寿	作	富山大学庶務課長に配置換する	"	"

田川 大学 長 住 友 簡 高山大学中生課長に配置榜する 42. 4. 1 又部大臣 版	現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
#LL 章 医 大学 長 河 野	香川大学	住 友 衞	富山大学学生課長に配置換する	42. 4. 1	
学 長 横田 蒸右線門 数差額長事務取扱を命する の の 事 務 局 長 有 田 文 雄 経営短期大学部事務長事務取扱を免する の の 選 長 補 茂 本 田 文 治 辞職を不認する 42.3.31 の 事 登 積 度	帯広畜産大学	河 野 喬	富山大学厚生課長に配置換する	"	"
課金 計 課任 本 田 文 治 辞職を承認する 42. 3. 31 の 2		横田 嘉右衞門	教養部長事務取扱を命ずる	"	"
安 計 建) 本 B X A B X A B	事務局長	有田文雄	経営短期大学部事務長事務取扱を免ずる	"	"
事務長補佐 (工 学部) 柳 瀬 茂 光 鎌 中 百之介 の の 動数 資学部別 (文 理学部) 安 藤 幸 辞職を承認した # 中 百之介 (2.4.15) の 数 (文 理学部) 交 届 秋 水 (2.4.15) の の (数 音学部) 山 木 健 磨 の の の (2.2.4.1 の の	課長補佐(会計課)	本田文治	辞職を承認する	42. 3. 31	"
数	(文理学部)	柳瀬茂光	"	"	"
数	事務長補佐(工学部)	鎌仲百之介	"	"	"
(大理学部)		安藤幸	辞職を承認した	42. 4. 15	"
(教育学部) 山 本 健 暦	(文理学部)	桑田秋水	昭和42年3月31日限り停年より退職した	42. 4. 1	"
(0) 福 局 宋 七		山本健磨	"	"	"
(経済学部) 城 宝 正 治	(")	福島栄七	"	"	"
横 本 十代一 教諭(教育学部附属小学校)に採用する 42. 3.16 富山大学長 松 井 博 文 事務員 (庶務課)に採用する 42. 4. 1 の 道 寛 久 雄 事務員 (庶務課)に採用する の の の 日 勝 二 技術員 (計算センター)に採用する の の の を		城宝正治	"	"	"
松井博文 事務員 (庶務課) に採用する 42. 4. 1 0 道覧入雄 事務員 (会計課) に採用する 0 0 岡田勝二 技術員 (計算センター) に採用する 0 0 高区 欣市 事務員 (学生課) に採用する 0 0 本 活 治 事務員 (原生課) に採用する 0 0 0 高 森邦 明 講師 (教育学部) に採用する 0 0 0 加 瀬正二郎 0 0 0 田 中 晋 0 0 0 0 島 原 一 清 数論 (教育学部附屆中学校) に採用する 0 0 本 江 進 0 0 0 0 東 所 元 養 数 (教育学部附屆小学校) に採用する 0 0 町 勇 0 0 0 0 東 所 元 寿 月 0 0 0 0 東 井 宗 寿 0 0 0 0 市 井 宗 寿 0 0 0 0 市 井 宗 寿 0 0 0 0 市 所 元 京	(工 学 部)	森 光三	"	"	"
道 寛 久 雄 事務員 (会計課) に採用する 0 0 岡 田 勝 二 技術員 (計算センター) に採用する 0 0 高 邑 欣 市 事務員 (学生課) に採用する 0 0 林 清 治 事務員 (學生課) に採用する 0 0 石 田 安 弘 請師 (文理学部) に採用する 0 0 面 蘇 邦 明 講師 (教育学部) に採用する 0 0 田 中 晋 0 0 0 島 原 一 清 教諭 (教育学部附属中学校) に採用する 0 0 本 江 進 0 0 0 変 口 義 隆 教諭 (教育学部附属小学校) に採用する 0 0 管 川 勇 0 0 0 平 井 宗 寿 0 0 0 阿 井 宗 寿 0 0 0 市 井 宗 寿 0 0 0 中 井 宗 寿 0 0 0 中 井 宗 寿 0 0 0 中 井 宗 寿 0 0 0 中 井 宗 寿 0 0 0 中 井 宗 寿 0 0 0 中 井 宗 寿 0 0 0 中 井 宗 寿 0 0		橋 本 十代一	教諭(教育学部附属小学校)に採用する	42. 3. 16	富山大学長
岡田勝二 技術員(計算センター)に採用する 0 高 邑 欣 市 事務員(学年課)に採用する 0 林 清 治 事務員(厚生課)に採用する 0 石田安弘 詩師(文理学部)に採用する 0 高 森 邦 明 講師(教育学部)に採用する 0 加 瀬 正二郎		松井博文	事務員(庶務課)に採用する	42. 4. 1	//
高 邑 欣 市 事務員 (学生課) に採用する 0 林 清 治 事務員 (原生課) に採用する 0 石 田 安 弘 詩師 (文理学部) に採用する 0 高 森 邦 明 講師 (教育学部) に採用する 0 加 瀬 正二郎 0 日 中 晋 0 息 原 一 清 数論 (教育学部附属中学校) に採用する 0 本 江 進 0 2 日 義 隆 数論 (教育学部附属小学校) に採用する 0 6 田 男 の 0 中 井 宗 寿 り 0 0 時 勝 美 助手 (薬学部) に採用する 0 0 一 日 古 技能員 (薬学部) に採用する 0 0 夢子田 仙 吉 技能員 (薬学部) に採用する 0 0 本 下 野 広 春 り 0 0 本 下 野 広 春 り 0 0 本 下 野 広 春 り 0 0 本 下 野 市 大 教務員 (工学部) に採用する。 0		道寬久雄	事務員(会計課)に採用する	"	//
株 清 治 事務員 (厚生課) に採用する		岡田勝二	技術員(計算センター)に採用する	"	//
石田安弘 講師 (文理学部) に採用する 0 高森邦明 講師 (教育学部) に採用する 0 加瀬正二郎 0 0 田中晋 0 0 島原一清 数論 (教育学部附属中学校) に採用する 0 本江進 0 0 遊口義隆 教諭 (教育学部附属小学校) に採用する 0 笹川勇り 0 0 平井宗 寿 0 0 的場勝美則手(薬学部) に採用する 0 0 砂子田仙吉技能員(薬学部) に採用する 0 0 松木賢司助手(工学部) に採用する 0 0 高田節子教務員(工学部) に採用する。 0 0		高邑欣市	事務員(学生課)に採用する	"	"
高森邦明 講師(教育学部)に採用する 0 0 加瀬正二郎 0 0 0 田中 晋 0 0 0 島原一清 教諭(教育学部附属中学校)に採用する 0 0 本江進 0 0 0 笠口養隆 教諭(教育学部附属小学校)に採用する 0 0 平井宗寿 0 0 0 中平井宗寿 0 0 0 阿井 華 事務員(薬学部)に採用する 0 0 砂子田仙吉 技能員(薬学部)に採用する 0 0 藤野広春 0 0 0 松木賢司 助手(工学部)に採用する 0 0 高田節子 教務員(工学部)に採用する。 0 0		林 清治	事務員(厚生課)に採用する	"	"
加瀬正二郎		石田安弘	講師(文理学部)に採用する	"	"
田中 晋 () () 島原 一清 教諭(教育学部附属中学校)に採用する () 本江 進 () () () 黄口 義 隆 教諭(教育学部附属小学校)に採用する () () () ()		高森邦明	講師(教育学部)に採用する	"	//
島原 一 清 教諭(教育学部附属中学校)に採用する 0 0 本江 進 0 0 0 宴口 義隆 教諭(教育学部附属小学校)に採用する 0 0 笹川 勇 0 0 0 平井 宗 寿 0 0 0 町場勝美 助手(薬学部)に採用する 0 0 砂子田 仙 吉 技能員(薬学部)に採用する 0 0 藤野 広春 0 0 0 松木 賢 司 助手(工学部)に採用する 0 0 高田 節 子 教務員(工学部)に採用する。 0 0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	加瀬正二郎	"	"	"
本江 進 リ リ リ 夏口 養 隆 教諭(教育学部附属小学校)に採用する リ リ 笹川 勇 リ リ リ 平井 宗 寿 リ リ リ 町 井 宗 歩 リ リ リ 前 井 京 事務員(薬学部)に採用する リ リ 砂子田 山 古 技能員(薬学部)に採用する リ リ 藤 野 広 カ リ リ 松 大 質 財手(工学部)に採用する リ リ 高 田 新 教務員(工学部)に採用する。 リ リ		田中晋	"	"	"
蓑口義隆 教諭(教育学部附属小学校)に採用する 0 0 笹川男 9 0 0 平井宗寿 0 0 0 的場勝美則手(薬学部)に採用する 0 0 河上孝事務員(薬学部)に採用する 0 0 砂子田仙吉技能員(薬学部)に採用する 0 0 藤野広春 0 0 松木賢司助手(工学部)に採用する 0 0 高田節子教務員(工学部)に採用する。 0 0		島原一清	教諭(教育学部附属中学校)に採用する	"	//
笹川 勇 り リ リ 平井 宗 寿 リ リ 的 揚 勝 美 助手 (薬学部) に採用する リ 河 上 孝 事務員 (薬学部) に採用する リ 砂子田 仙 吉 技能員 (薬学部) に採用する リ 藤 野 広 春 リ リ 松 木 賢 司 助手 (工学部) に採用する。 リ 高 田 節 子 教務員 (工学部) に採用する。 リ		本 江 進	"	"	"
平井宗男 ()		菱 口 義 隆	教諭(教育学部附属小学校)に採用する	"	//
的場勝美 助手(薬学部)に採用する リ リ 河上 孝 事務員(薬学部)に採用する リ リ 砂子田仙吉 技能員(薬学部)に採用する リ リ 藤野広春 リ リ リ 松木賢司 助手(工学部)に採用する リ リ 高田節子 教務員(工学部)に採用する。 リ リ		笹 川 勇		"	//
河 上 孝 事務員 (薬学部) に採用する 0 0 砂子田 仙 吉 技能員 (薬学部) に採用する 0 0 藤 野 広 春 0 0 0 松 木 賢 司 助手 (工学部) に採用する 0 0 高 田 節 子 教務員 (工学部) に採用する。 0 0		平井 宗 步	"	"	"
砂子田 仙 吉 技能員 (薬学部) に採用する 0 藤 野 広 春 0 0 松 木 賢 司 助手 (工学部) に採用する 0 高 田 節 子 教務員 (工学部) に採用する。 0		的場勝美	助手(薬学部)に採用する	"	"
藤野広春 0 松木賢司 助手(工学部)に採用する 高田節子 教務員(工学部)に採用する。 0 0 0 0		河上 孝	事務員(薬学部)に採用する	"	"
松 木 賢 司 助手 (工学部) に採用する			技能員(薬学部)に採用する	"	
高田節子 教務員(工学部)に採用する。 / / / / /	id.			"	"
				"	
中村信一 事務員(工学部)に採用する / / / / / / / / / / / / / / / / / / /				11	"
		中村信一	事務員(工学部)に採用する	"	"

現	官	職	氏			名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 者
			池	永		都	技術員(工学部)に採用する	42. 4. 1	富山大学長
			野	Ħ		曲	"	"	11
	-		前	Ш	清	徳	用務員(工学部)に採用する	"	"
100			阁	尾		貢	事務員(教養部)に採用する	"	"
			林		洋	子	事務補佐員(庶務課)に採用する	42. 4. 3	"
			新	村	栄	子	事務補佐員(会計課)に採用する	"	"
			藤	井		明	U.	"	"
			平	等	路	子	II	11	"
			吉	野	義	光	事務補佐員(施設課)に採用する	"	11
		~	度	Щ	満旦	里子	事務補佐員(学生課)に採用する	11	"
			新	村	敏	郎	臨時用務員(教育学部)に採用する	"	"
	***************************************		諏	訪	京	子	事務見習(教育学部)に採用する	"	"
			怕	石	題	子	事務補佐員(薬学部)に採用する	"	"
			illi	Ŀ	喜笋	ぞ子 ニーニー	事務補佐員(工学部)に採用する	"	"
			館	木		ΪĒ	"	"	"
			頭	Л	恵	子	事務補佐員(教養部)に採用する	"	"
			禐	野	陸	子	"	"	"
			前	Л	徳ス	k郎	臨時用務員(教養部)に採用する	"	"
SCHOOL SHOW I			中	冱	減	子	事務補佐員(附属図書館)に採用する	"	"
			藤	野	良	雄	臨時用務員(学生課)に採用する	42. 4. 6	"
			山	村		77.	臨時用務員(教育学部)に採用する	"	//
			朴	Ł	久美	连子·	事務補佐員(教養部)に採用する	"	11
			村	井	忠	邦	教務員 (工学部) に採用する	42. 4. 16	"
	10000 Se XX	A . 4	高	島	Œ	信	技術員(施設課)に採用する	42. 4. 20	"
	Company of the last of	poro, mano	内	田	節	子	教務員(薬学部)に採用する	42. 5. 1	11
文部(会	事計	》 課)	森		慶	_	管財係長に昇任させる	42. 4. 1	11
(施	部 技 設	課)	富	田	悄	_	工営係長に昇任させる	"	"
文部(学	3 事 差生	务 官 課)	Щ	下	寿	和	学務係長(薬学部)に昇任させる	"	"
(厚	生	課)	與	野	武	則	学生会館係長(学生課)に昇任させる	11	"
文(工	部 技	部)	1	井		徹	助手に昇任させる	"	11
用月	度 係	科大学	沢	崎	成	逸	富山大学会計課用度係長に転任させる	"	11
	短期大務 係		林			弘	富山大学文理学部学務係長に転任させる	"	"
門学	工業高 校教務	係長	南	崎	公	文	富山大学経済学部学務係星に転任させる	"	"
(庶		課)	土	井	盛	治	人事係長に配置換する	"	"
	事力		森	田	美	喜子	教養部に配置換する	"	"

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	260年月日	=v,
文 部 事 務 官 (庶 務 課)	野口隆	1 17	発令年月日	発令者
総 務 係 長 (会 計 課)	加藤昭作	司計係長に配置換する	42. 4. 1	富山大学長
出納係長	田中 昇	総務係長に配置換する	"	"
管 財 係 長	早 崎 寛 威	教育学部会計係長に配置換する	"	"
事務員	松本進	教養部に配置換する	"	"
工営係長(施設課)	沖 健 松	企画係長に配置換する	"	"
学 生 係 長 (学 生 課) 教 務 係 長	高倉弘一	教務係長に配置換する	"	"
(// //)	黒田信吉		"	"
学生会館係長	永森俊夫	学生係長に配置換する	"	"
事務員	細野功	文理学部に配置換する	1 11	"
講師師(文理学部)	宇尾野 逸 作	教養部に配置換する	"	"
(")	吉田和夫	"	"	"
(")	上村直己	,	11	"
(")	石田安弘	"	"	"
助 手 (//)	藤井昭二	"	"	<u>'</u>
学務第1係長	野村信生	教養部学務係長に配置換する	"	"
文部事務官 (/ /)	蔵 北 博	薬学部に配置換する	"	"
(")	扇谷 甚右工門	教養部に配置換する	"	"
(")	大 野 教 山	"	11	"
(")	酒 井 正 保	"	"	"
(//)	島田政信	"	"	"
(")	瀬川慶之	"	"	//
事務員	中島政次	"	"	"
(")	松下健作	,	"	"
(//) 技 能 員	高瀬邦弘	経済学部に配置換する	"	"
(11)	土 肥 研 二	教養部に配置換する	4	"
(教育学部)	有 沢 一 男	"	"	"
助 手) (〃) 会 計 係 長	福田明夫	"	"	11
(//)	高木行則	薬学部会計係長に配置換する	"	11
学務係長(経済学部)	数 見 宇佐男	工学部学務係長に配置換する	"	"
会計係長	堀 重男	教養部に配置換する	"	//
文部事務官	民谷順治	会計課出納係長に配置換する	"	//
(,	藤 波 佐九郎	教養部に配置換する	"	11
学務係長(工学部)	鏑木隆二	庶務課庶務係長に配置換する	"	"
(//)	新田昌六	会計課に配置換する	"	"

現 官 職	氏 名	異 動 內 容	発令年月日	発 令 者
(")	前 田 邦 樹	文理学部に配置換する	42. 4. 1	富山大学長
技能員(〃)	松丘健治	教養部に配置換する	"	"
文 部 技 官 (文 理 学部)	中川省三	復職した	"	"
文部事務官	大 畑 憲 司	休職期間を更新する(42.9.3まで)	42. 4. 4	11
附属学校事務主任 (教育学部)	吉田徳正	附属学校事務主任は附属学校係長となった	42. 4. 1	"
薬学専門図書室事務 主任(附属図書館)	本田善彦	薬学専門図書室事務主任は薬学専門図書室係長 となった	"	11
工学部分館事務主任	永田佐一	工学部分館事務主任は工学部分館係長となった	"	"
文部事務官 (会計課)	浦田隆志	富山工業高等専門学校に出向させる (厚生係長に)	"	"
(文理学部)	白野 明	経営短期大学部に出向させる(学務係長に)	"	11
(教育学部)	中田昭暉	富山工業高等専門学校に出向させる (教務係長に)	"	"
(文理学部)	前 川 徳太郎	辞職を承認する	42. 3. 31	"
教 諭 (附属中学校)	長枝英子	"	"	"
(附属小学校)	野村武一	"	" "	"
(")	藤 波 弘	"	. 11	"
(")	五十里 満 義	"	"	"
助 手 (薬 学 部)	荻 野 洋 子	"	"	"
文部技官	新村敏郎	"	"	"
臨時用務員 (厚生課)	田村吉昭	"	42. 5. 10	"
助 手 (工 学 部)	島崎利治	"	42. 5. 20	"
文 部 技 官	野村弘明	"	"	"
(")	杉山毅	"	"	"
(")	水谷一樹	"	"	"
文部事務官(会計課)	野崎和子	"	42. 5. 31	"
事務補佐員(工学部)	竹下笑子	"	11	"

学 内 諸 報

昭和41年度卒業式

第15回富山大学卒業式並びに第6回富山大学経営短期大学部卒業式は、3月20日(月)午前10時から黒田講堂で挙行された。

この日の卒業生は、各学部 658 名、経営短大94名でほかに専攻科修了生10名。晴れて卒業(修了)証書を授与された後、学長告辞、文部大臣祝辞(代読)、吉田県知事から来賓の祝詞があり、これに対して卒業生を代表して中村豊司(工学部)、吉田恵吉(経営短大)の両君が答辞を述べ、蛍の光の奏楽のうちに式が終った。

各学部学科別卒業生数、各専攻科修了生数並びに経営短期大学部卒業生数は次のとおり

4	ź	台	ß	学	科	科 等		男	女	計
				文	文 学 科				29	45
文	理	学	部	理	当	2	科	48	9	57
					(小 計)				38	102
				小学	校教員	養成	課程	17	42	59
教	育	学	部	中学	校教員	養成	課程	26	42	68
					(\]\	計)		43	84	127
経	済	学	部	経	済	学	科	144	1	145
薬	4	Ź	部	薬 学 科		科	29	41	70	

			de state and a second
工 学 部	電 気 工 学 科 工 業 化 学 科 金 属 工 学 科 機 械 工 学 科 生産機械工学科 (小 計)	37 0 58 0 33 0 49 0 37 0 214 0	37 58 33 49 37 214
	計	494 164	658
教育専攻科	教 育 専 攻	8 0	8
経済学専攻科	経理経営専攻	2 0	2
経営短期大学部	経営科(第2部)	88 6	94

昭和41年度大学院学位記授与式

第3回富山大学大学院薬学修士学位記授与式は、3月18 日午前10時から本部会議室で挙行された。

ح	この日の修了者は20名(うち女子1名)で,その氏名,								
修]	修士学位論題は次のとおり								
(氏	名)	(修士学位論題)					
酒	井	克	美	Morphinan 類似化合物の合成研究					
堀		孝	子	含窒素多環状化合物の合成と反応に関す る研究					
池	永	修	_	燐酸化アミノ酸誘導体の合成研究					
大	营	<u></u> 44–	一郎	熱検出自動液体クロマトグラフィーによ る医薬品とその関連化合物の分離定量					
笹	Щ	浩三	三郎	2-Hydrazino-3-Phenylquinoxaline とAliphatic aldehyde との反応生成物 の構造について					
谷		政	和	新クロマト充填剤合成の試み					
勝	尼		则	ナンテン葉の一新黄色成分とフラボノイ ドの薬理学的研究					
樹	井	秀	輔	合成ケイ酸アルミニウムの制酸能における構造的解釈					
小	万	英	īĖ	撫順産頁岩油成分の研究。特に多核芳香 族炭化水素の検出について					
增	П	信	男	頁岩油成分の研究。2.4.6-Trialkylpy-ridine の利用研究					
_	柳	愽	展	Hvdropyridazine 誘導体の脱水素反応。5.6-Dihydro-3-ethoxycarbonyl-4-hydroxy-2-methyl-4aH-pyridazo〔2.3-a〕quinoline の脱水素反応					
Л	平	準	市	Pyridoflavanone 類の合成。 3-Aryl-1-carbo-2.3, -dihydro-1H-Pyrano 〔3.2-f〕 quinoline の合成					

山 口 信 一 HydroPyridazine 誘導体の脱水素反応 6.7-Dihydro-2-ethoxycarbonyl-1-hydroxy-3-methyl-11bH-Pyridazo (3,2

-a〕iscquinoline の脱水素反応

江 原 道 政 Glycollecithin の合成

小川 荘 — Clostridium Pertingens PB6K の 産生するα毒素の活性測定法の比較検討 およびウレアーゼ・ヒドロキサム酸複合 体の性質

片	N I	直	斗	2-メチルー1.4ーナフトキノン(K3)と コウボアルコール脱水素酵素(YADH) の反応およびK3反応生成物のトリプシ ン消化について
田	村	秀	坍	Adrenergic receptor におけるβ一効 果増強機序に関する分子薬理学的研究
坂	崎	善	信	アロキサン糖尿病ハツカネズミにおける 病態薬理学的研究
藤	縕	知	171	インシュリン抗血清糖尿病ハツカネズミによる Bioassay
本	家	忠	治	牛胆汁含有成分の平滑筋収縮性物質について

昭和42年度入学試験

昭和42年度入学試験は、3月23、24、25の3日間(25日 は教育学部美術、体育専攻志願者の実技のみ)実施され、 その合格者は4月1日発表された。

各学部の志願者, 受験者及び合格者等の各数は次のとお **n**

学 部	学	科		等	募集 人員	志願	受験	欠試者数	合格 者数
	文	学	:	科	60	336	195	141	60
文理学部	理	学	2	科	125	539	370	169	125
		(小	計)		185	875	565	310	185
	小学	校教員	澄成	課程	100	533	412	121	111
せんさいらか	中学	校教上	達成	課程	50	324	22.4	100	58
教育学部	養護等	校教员	1 瓷 时	大課 程	20	85	76	9	22
		(/]/	計)		170	942	712	230	191
経済学部	経	済	学	科	160	1.478	988	490	185
	薬	"}	:	科	50	334	2.01	133	50
薬 学 部	製	薬化	; 学	科	50	228	137	91	50
		(i)	計)		100	562	338	224	100
	電	気 エ	学	部	50	200	119	81	50
	工	業化	了学	科	40	181	109	72	40
	金	属工	学	科	40	151	113	38	40
工学部	機	械 工	学	科	50	229	137	92	50
	生产	置機 椒	工	产科	40	141	100	41	40
	化	学工	. 学	科	40	145	105	40	40
		(1)	計)		260	1,047	683	364	260
e			# 		875	4,904	3,286	1,618	921

また 経営短期大学部の入学試験は、3月16日に実施さ れ、合格者は3月21日に発表された。

経営短期大学部の志願者、受験者及び合格者等の各数は 次のとおり

区 分	募集 人員	志願	受験者数	欠試者数	合格 者数
経営短期大学部経営科 (第2部)	80	197	190	7	93

昭和42年度入学式

第19回富山大学並びに第9回富山大学経営短期大学部の 入学式は、4月10日午前10時から黒田禱堂で挙行された。

入学式は、本学学部学生879名、経営短大学生94名計 973名の新入学生を迎えて行われ、へき頭、積田学長の 式辞があり、続いて文部大臣祝辞(代読、高瀬文理学部長)、富山県知事(代理、堀岡副知事)らの来賓祝詞があった。これに対し新入学生を代表して坂井行雄(経済学部)、河瀬和文(経営短大)の両名が答辞を述べて式を閉じた。

学 長 式 辞

本日ことに、昭和42年度入学式を挙行し、本学各学部計920名と経営短期大学部93名の皆さんを新しく迎えました。

本年度の入学試験の競争率は、本学にあっては、平均3.8倍と文理学部、教育学部、工学部関係の学生定員増にも拘わらず狭き門でありました。経営短期大学部にあっては2.3倍で例年殆んどコンスタントの倍率であります。いずれもきびしい難関を見事突破して、首尾よく最高の学府に入学されたことを心からお祝いいたします。

本日をもって、皆さんとは末永く師弟の関係が固く結ばれた次第で、何をおいても富山大学という家族の一員として、皆さんに親しく接して参ります。

晴れの入門の当初に当り、少しく所懐を述べて 皆さん の注意を喚起したいと思います。

吾国の大学生の総数は、現在約90万と称せられますが、これは、ソ連の約3分の1弱、米国の約5分の1弱に当り、人口比率から申しても皆さんの年令層の約2割見当で、大学まで学ぶということは 今も昔に変りなく、数少い恵まれた境遇と申さねばなりません。

この栄冠は、皆さんの努力、御父兄及び母校の諸先生方のお世話によるもので、皆さんは、大いにプライドにもえて、これからの学修に立ち向われることを望みます。

大学には、高度の学問研究の自由に深く根ざす大学の自治というものがあります。大学の自治の中に、学部の自治、学生の自治も包含されます。自治とは、一口に申して、他からあまり容喙されず万事自分の責任において全うするの意味であります。

皆さんは、各自の自由意志により決めた専門コースに向って進まれる訳で、今更申すまでもなく、学修に対しては、自主自立の精神で終始し、手をこまねいて待つことなく、あくまで自身で刈りとるという意慾が必要とされます。

私は今から46年前の今の皆さんと同じ時代を回顧しますと、勉強が苦しくなると、つい、いったい誰のための勉強をやっているのかと、勉強が他人事のように思ったことを告白いたします。

これは、まさしく、自立性を見失うとした時で、学生時代の一つの危機であったと思います。皆さんのこれからの学業生活において、若し、かかることがあれば、冷静に判断し、歯をくいしばっても辛捧されるよう必ずや学問研究に理解が深まり、興味も自然に湧き出て、ここに自主性を

取り戻されることを保証いたします。

以上は、学修に対する大学生の基本的態度とも申すべき ことであります。

大学は、最高度の専門教育の履修とともに、かたよりのない高度の人間形成のため、一般教育を実施いたします。その必要性は、皆さんが将来地域、職域において、指導的立場に、おかれることから考えても、専門の道と不離一体の形において、円満な高度の教養人になられることが大いに必要とされるからであります。

このためには、学校が時間で決めた正規の学業のほか、 課外における自由な自分の持ち時間の活用について、御工 夫を願いたいと思います。即ち課外のクラブ活動や過度に わたらぬアルバイト或いは、諸般の視察見学等、大学人と して、ふさわしい道を歩まれたいものと思います。

皆さんの出身地の県内、県外の比率は、6対4で県外からも多くの方々を迎えていますので、特に富山県一帯の特殊性に触れ、皆さんが、人間形成の修練場として、当地域が、いかに地の利を占めているかを簡単に申し述べたいと思います。

富山は、北アルプス立山連峰に端を発する百川の流れを もち、古くから水との斗いにて、堅忍持久性が養われ、水 を利して農耕を盛んにし、富山湾の海産物により繁栄し 往年より、くすりの生産配置により、いよいよいんしんを 極めました。

近代工業として、豊富な水資源にて発電王国となり、とれが基盤となって吾国のあらゆる一流工業が集っています。

これからの古代より近代に至る産業面のみならず、文化 方面にも古い越中文化をもち、特に宗教心の強い土地柄で 浄土真宗は、その最もたるものであります。

以上に起因する越中人の独立不覊の土根性,それに風流 文化は、決して見逃すことができません。富山留学中,是 非時間を利用し、諸般の風物、施設に接し、大いに教養を 高める絶好の時期を無駄にしないよう望みます。

最後に健康のことについて、お考え願いたい。

入学試験という非常な緊張から開放され、今や桜ととも にわが世の春の気持と思います。

御父兄が、一番心配されることは、学校の成績のことの前に、病気のことと思います。学校には 皆さんの保険組合があり、健康相談の先生も日を決めて見えています。

若い時代は、何事にも無理がきく反面、大いにもろさも あります。呉々も若さを過信することなく、自律生活に徹 し、不幸を未然に防がれることを祈ります。

以上,学校態度,教養及び健康の三点にふれましたが、このあと、学生部長さん、また日をあらためて、,各学部長さん短大主事の諸先生方から、細々とお話しがありますので、洩れなく、よくお聞きとりになり、一日も早く、本学

学生としての生活が、軌道にのることを祈ります。 1967年4月11日

富山大学長 横田嘉右衞門

昭和42年度大学院入学式

本学大学院薬学研究科の入学式は、4月13日午前10時から本部会議室で挙行された。

新入学生は16名で、出身大学学部別および専攻、専攻科 目別の数は次のとおり。

出身大学学部別

本学薬学部 9 名 文理学部 2 名 工学部 2 名 金沢大学工学部 1 名 明治大学工学部 1 名 韓国国立忠南大学校文理科大学 1 名 (外国人国費研究留学生)

専攻, 専攻科目別

薬学専攻 薬化学3名,薬品分折化学2名,生薬学Ⅱ 1名,薬品合成化学1名,薬品生物化学Ⅱ 4名,薬品作用学4名,薬品製造学1名

一方, 本年新設の工学研究科の入学式は, 5月20日午前 10時から本部会議室で挙行された。 新入学生は13名で、出身大学学部別および専攻、研究分野別の数は次のとおり。

出身大学学部別

本学工学部10名,文理学部2名,日本大学工学部1名 専攻,研究分野別

電気工学専攻 制御工学 1 名,通信工学 2 名,

工業化学専攻 燃料化学1名,応用物理化学1名,

金属工学専攻 非鉄材科学1名, 鉄冶金学2名, 鋳造学2名,

機械工学専攻 熱工学3名

昭和42年度科学教育研究室入室式

昭和42年度富山大学科学教育研究室入室式は, 5月15日 午後1時30分から本部会議室で行なわれた。

当研究室は、理科教育を担当する小、中学校ならびに高等学校教諭の指導力強化を目標として文部省の委嘱で開設するもので 本年度入室した研究生および研究題目ならびに指導にあたる教官は次のとおりである。

		研	究	生	
氏	名	勤務校	職 担 当 教 科	研 宪 題 目	指 導 員
土生	居弘	福光中学校	教	福光地区の火成岩の研究	教育学部 助教授 相馬恒雄
数	政 二	吉江小学校	教	化学教材の検討と指導法の研究	教育学部 授
舟 山	保	富山県理科教育 センター	教 物 理	高校物理の量子物理学的考察	文理学部 教 授 児 島 毅
桑山	久 雄	"	教 諭 技術·家庭科	中学技術家庭科電気領域の教材研究	教育学部 講師 広瀬 禧七郎

教養部の設置

本学創立以来文理学部で担当していた一般教育課程が、 4月1日付けで教養部として独立した。

教養部の設置は、かねてから一般教育審議会で検討されていたものであるが、昭和41年度において、にわかに具体化され、教養部設立準備委員会の発足(昭和42年2月17日)をみて、より具体的に準備が進められ、昭和42年4月1日から設置されたものである。

教養部は、従来の文理学部の一部を校舎として使用するが、昭和42年度には、教養部独自の校舎を一部新築することになっている。

新築される校舎は、鉄筋コンクリート4階建一部2階建 で延面積は2.76㎡。1階は、教養部長室、事務室など管理 室と教室、2階および4階は、教室、3階は、会議室およ び講師室となっている。

教育学部に養護学校教員養成 課程を設置

本学教育学部に養護学校教員養成課程(入学定員20名) が、昭和42年4月1日付けで設置された。

大学院工学研究科の設置

本学大学院に工学研究科が、昭和42年4月1日付けで設置された。

工学研究科には、電気工学、工業化学、金属工学、機械 工学の4専攻が置かれ、入学定員は、36名となっている。

本学大学院については、薬学研究科が昭和38年4月に設置され、このたび工学研究科の設置をみたことによって2研究科を有する大学院となった。

プールの新設

本学プールは、現在富山市内西田地方に一式設置されており、地理的にも使用するには非常に不便な地域にあったが、このほど五福地区敷地内西寄りの体育館横に一式新設することになり、5月16日着工された。

総工費は約920万円、2か月後の7月15日に完成する予定であるが、規模は25m×15mの6コースとなっている。

永年勤続者の表彰

本学職員表彰規則による本年度の表彰式は、5月31日(本学創立記念日)午前11時から本部会議室で行なわれ次の34氏が永年勤続者として表彰された。

〔勤続35年〕

井上 文武 (教育学部)

手崎 政男 (文理学部)

深井 三郎 (教育学部)

植村 元覚 (〃)

児島 毅(〃) 山崎 佳夫(〃)

蜷川 栄作(教育学部) 村中 利吉 (工学部)白井 芳明 (〃) 三上 尾男 (〃)

 白井 芳明 (〃)
 三上 房男 (〃)

 大場 友次 (〃)
 山田 正夫 (〃)

金子 基之 (〃) 田中 崇子 (〃) 石原 ミキ (〃) 笠間 とし (〃)

篁 ハル (〃) 横山 文雄 (教養部)

川井 正信 (〃) 杉本 新平 (〃)

塩谷 孝雄 (〃) 関場 貞子 (附属図書館)

全学運動会

本学体育会主催による第1回全学運動会は、好天に恵まれた5月13日、本学グランドで行なわれた。

運動会は、約1,000名の学生が参加し、各種目が競われた結果経済学部が優勝した。

第 1 3 回 大 学 祭

恒例の第13回大学祭は、本学創立記念日(5月31日)を中心に5月27日から6日間、同実行委員会主催のもとに開催された。

今回は大学祭開催を機会に大学の施設および環境ならびに学生生活を参観を願うため本学後援会会員を招待し、約300名の出席を得て大学祭が盛り上げられた。

行事日程は次のとおり

5月27日 全学集会,仮装行列,バーベキュー,フォーク

ダンス、ファイヤーストーム、駅伝マラソン

- 5月28日 討論会(教育1小a,経済2 c,薬学1,フォークダンスクラブ、歴史研究会),講演シンポジュム「地域開発と諸問題」(地理研究会), 揺れ動く富山県の高校教育(教育科学研究会),講演会「科学の発達と人類の課題」日本大学講師広重徹氏、第4回アジア学生会議「東南アジアと日本」(I.S.A.〈国際学生協会〉),英語劇「A View from the Bridge」(E.S.S.〈英会話クラブ〉),人形劇「小さいお城」(富大エミール),映画「黄色いカラス」(富大エミール),「ヨーロッパの旅」「立山の四季」「新興の富山」(ユースホステル),子供の国(富大エミール),茶会(茶道部),歌声喫茶(ユネスコ),法律相談所(親法会),講演会と映画「智恵の遅れた子供達」(F.I.W.C
- 5月29日 パネルディスカッションクTHE SCHOL-AR'S OBLIGATION (E.S.S)シンポジュム [「大学の自治と学生の自治」(各自治会)、「富山大学の現状とその変革」(現代の理論研究会)、(新樹寮)〕、自主講座「現代を学ぶ一思想と文学一」(一般教育自治会)、講演会 [「今ベトナムで!!一そして日本の現状は?一」(平和を守る会)、「これが沖縄の現実だ」新崎盛暉氏〈東京都庁勤務〉(ユネスコ)〕、映画と講演会の集い「安保闘争と青春群像」(新聞会)、名画鑑賞会「切腹」(映画研究会)、謡曲
- 5月30日 シンポジュム(全学,教育学部,文化サークル連合),討論会(工学部電気1),工学部五福移転問題討論会(工学部五福移転実行委員会),講演会(薬学部),放送劇「時間について」・録音構成「タバコについて」(放送研究会),映画「別れ道」
- 5月31日 講演会「ベトナム戦争と知識人の役割」作家いいだもも氏、合唱コンクール、空手、創作舞踊、混声合唱、落語、ギターマンドリン、イヨールカコーラス、フィルハーモニー、MMS <モダンミュジック>
- 6月1日 講演会「日本資本主義の現状と今後の展望」東京 経済大学学長井波卓一氏、「激動する現代世界一平和運 動の停滞をいかに突破するか一」青木市五郎氏<砂川基 地拡張反対同盟代表>・岩木健一氏<評論家>・杉原一 雄氏<富山県労働者協議会委員長>・映画「流血の砂川」 (社会科学研究会)
- 5月27日~6月1日 展示会(美術、書道、写真、地理研究会、ユネスコ、ユースホステル)
- 7月2日 (大学祭賛助企画)講演会「サークルの問題点 と今後の方法」矢崎金明氏〈新日本文学会員〉、演劇「 アンドロマック」(劇団ふだい)・ユース講演

桜井教授に日本薬学会教育賞

薬学部教授桜井謙之介は、薬学教育に対する功績をたた

えられ、日本薬学会から次のとおり日本薬学会賞を授与され。

賞 状

図 桜井謙之介殿 本会は貴殿の薬学教育に対する多年にわたる顕著な功績

を認めここに昭和42年度日本薬学会教育賞ならびに副賞 広川賞を授与し表彰する

昭和42年4月7日

社団法人 日本薬学会会頭 伊藤四十二 回

職員消息

<新 任 者>

庶 務 課

庶務課長 木村 寿作

事 務 員 松井 博文

事務補佐員 林 洋子

会 計 課

事 務 官 沢崎 成逸

事務員道寬久雄

技術員 岡田 勝二

事務補佐員 新村 栄子

〃 藤井 明

〃 平等 路子

施設課

技 術 員 高島 正信

事務補佐員 吉野 義光

学 生 課

学生課長 住友 衞

事 務 員 高邑 欣市

事務補佐員 度山満里子

臨時用務員 藤野 良雄

厚 生 課

厚生課長 河野 喬

事務員林 清治

文理学部

講 師 石田 安弘

事務官林 弘

教育学部

助 教 授 加藤 龍夫

講 師 高森 邦明

〃 加瀬正二郎

〃 田中 晋

教 諭 島原 一清

〃 本江 進

〃 橋本十代一

〃 蓑口 義隆

〃 笹川 勇

〃 平井 宗寿

臨時用務員 新村 敏郎

〃 山村 引

事務見習 諏訪 京子

経済学部

事務官高崎公文

薬 学 部

助 手 的場 勝英

教 務 員 内田 節子

事務員河上 孝

技 能 員 砂子田仙吉

ル 藤野 広春

事務補佐員 白石 穎子

工 学 部

助 手 松木 賢司

教 務 員 高田 節子

〃 村井 忠邦

事 務 員 中村 信一

技術員 池永 都

〃 野田 豊

用 務 員 前川 清徳

事務補佐員 浦上喜笑子

〃 鈴木 正

教 養 部

事務員高尾 貢

事務補佐員 頭川 恵子

ル 磯野 睦子

カー 村上久美子

臨時用務員 前川徳太郎

附属図書館

事務補佐員 中西 昶子

会 計 課

事務 官 刈賀 春樹 (旧姓・土池)

文理学部

事務補佐員 牧野智恵子 (旧姓・坂本)

<住所変更>

庶 務 課

事務官清水 寛会計課

事務官 刈賀 春樹

〃 大坪 力蔵

文理学部

講師松本進

助 手 小黒 千足

事 務 官 白野 明

事務補佐員 牧野智恵子 教 育 学 部

助 教 授 池田 トミ

// 大塚 恵一

〃 藤井 敏孝

講 師 小西 照泰

助 手 竹内 茂弥

事務官野口 隆

ク 角井与志雄

経済学部

助 手妙見 孟

薬 学 部

助 教 授 吉井 英一

助 手 安立 準

技 官 佐野 清教

工学部

教 授 養田 実

ク 宮尾 嘉寿

助 手加藤 勉

〃 奥井 健一

事務員東 敏

技 術 員 高塚 清文

事務補佐員 荒木美登里

教 養 部

助 教 授 柿岡 時正

附属図書館

事 務 官 沢井 泵子

経営短期大学部

助 教 授 田村 茂夫

<住所地名・住居表示変更>

庶 務 課

事 務 官 涌井三枝子

施設課

技 官 高田 勝春

文理学部

事 務 官 清水タカ子

〃 涌井 芳朗

事 務 員 前田 邦樹

工 学 部

助 手 柳瀬 秋夫

事務補佐員 木下 弘子

主 要 日 誌

本 部

3月6日 入学試験管理委員会

〃 教養部設立準備委員会カリキユラム分科会

10⊟

13日 //

15日 評議会(第11回)

18日 大学院薬学研究科第3回学位記授与式

20日 卒業式

23~25日 入学試験

27日 教養部設立準備委員会法規組織分科会

30日 教養部設立準備委員会

〃 後援会役員と経済学部教官との懇談会

4月1日 評議会(第1回)

2日 入学試験合格者発表

3日 後援会役員会

5日 教養部設立準備委員会法規組織分科会

6日 教養部設立準備委員会

ク 教養部設立準備委員会カリキユラム分科会

10日 教養部設立準備委員会

11日 入学式

// 後援会総会、同役員会

13日 大学院薬学研究科入学式

14日 評議会 (第4回)

18日 教養部設立準備委員会

27日 公務員宿舎委員会

28日 学部長懇談会

ル 教養部運営協議会と教養部人事教授会の合同会

5月10日 プール建設委員会

12日 教養部暫定教官人事委員会

13日 大学祭運動会

15日 科学教育研究室入室式

20日 大学院工学研究科入学式

27日 大学祭前夜祭

28日 後援会会員の大学施設見学,後援会理事会

29日 認定講習委員会

31日 開学記念日

永年勤続者表彰式

文 理 学 部

3月8日 教授会

20日 文理学部卒業祝賀会

22日 教授会

/ 人事教授会

23・24日 入学試験

4月1日 教授会

11日 人事教授会

12日 新入学生オリエンテーション

14日 新学期授業開始

19日 教授会

人事教授会

5月16日 X線間接撮影実施

17日 教授会

〃 人事教授会

24日 人事教授会

教育学部

3月1日 教授会

3日 職業補導委員会

4日 教育実習委員会

6日 特別教職課程委員会

9日 人事教授会

10日 教育専攻科入学試験

13日 大学問題対策委員会

〃 教務委員会

14日 教授会

// 教務,補導合同委員会

15日 人事教授会

〃 附属小学校卒業式

16日 人事教授会

业 教育專攻科入学試験合格者発表

〃 附属中学校卒業式

18日 附属幼稚園卒業式

23~25日 入学試験

30日 人事教授会

4月1日 教授会

〃 教務,補導合同委員会

〃 選考委員会

4日 附属小学校入学式

6日 人事教授会

/ 教育専攻科入学式

〃 附属中学校入学式

10日 選考委員会

11日 大学問題対策委員会

〃 附属幼稚園入園式

12日 教授会

〃 新入学生オリエンテーション

17日 大学問題対策委員会

18日 選考委員会

19日 予算委員会

24日 職業補導委員会

〃 予算委員会

25日 人事教授会

26日 教授会

/ 教務委員会

5月1日 職業補導委員会

〃 選考委員会

10日 教務委員会

11日 選考委員会

19日 選考委員会

22日 補導委員会

24日 教授会

〃 教務委員会

29日 職業補導委員会

30日 人事教授会

経済学部

3月2日 学科新設推進委員会

9日 教授会 (第33回)

〃 教務委員会

11日 教務,補導合同委員会

13日 教務,補導合同委員会

23・24日 入学試験

27日 経済学専攻科入学試験

4月1日 教授会(第1回)

// 人事教授会

8日 教授会(第2回)

〃 人事教授会

12日 新入学生オリエンテーション

〃 新学期授業開始

ル 教務、補導合同委員会

17日 職業補導委員会(第1回)

19日 教務,補導合同委員会

20日 教授会(第3回)

人事教授会

24日 経済学会委員会

25日 職業補導委員会(第2回)

5月2日 職業補導委員会(第3回)

11日 人事教授会

/ X線間接撮影実施

〃 経済学会委員会

13日 教務,補導合同委員会

ル 春季レクリエーション(二上山,延対寺)

15日 学術講演会(講師,中川善之助先生)

16日 職業補導委員会(第4回)

- 18日 教授会 (第4回)
- 〃 教務、補導合同委員会
- ル 職業補導委員会(第5回)
- 〃 定期健康診断実施
- 23日 職業補導委員会 (第6回)
- 24日 経済学会委員会
- 25日 教務委員会
- 〃 教授会(第5回)
- 〃 北陸経済研究所常任委員会
- 27日 職業補導委員会(第7回)
- 29日 教務、補導合同委員会
- 30日 職業補導委員会(第8回)

薬 学 部

- 3月11日 教授会
 - // 大学院薬学研究科委員会
 - 〃 研究施設運営委員会
 - 18日 教授会
 - 20日 卒業祝賀式
 - // 富山薬窓会総会
 - 23・24日 入学試験
- 4月1日 教授会
 - 〃 薬剤師国家試験
 - 12日 新入学生オリエンテーション
 - 19日 大学院薬学研究科委員会
 - 27日 教授会
 - か 大学院薬学研究科オリエンテーション
- 5月4日 選考委員会
 - 15日 学務関係事務打合せ会
 - 16日 職業補導委員会
 - / 大学院薬学研究科委員会
 - 18日 教授会
 - 25日 就職希望学生 X 線直接撮影
 - 26日 薬学部図書館後援会総会

工 学 部

- 3月14日 一般教授会
 - 〃 補導委員会
 - 23 24日 入学試験
 - 25日 大学院設置準備委員会
 - 28日 大学院設置準備委員会
- 4月1日 一般教授会及び専任教授会
 - 10日 大学院設置準備委員会
 - 12日 新入学生オリエンテーション
 - 〃 大学院に関する打合せ会
 - 13日 一般教授会
 - 〃 学部補導委員会

- 14日 新学期授業開始
- 17日 大学院設置準備委員会
- 19日 大学院に関する打合せ会
- 5月1~8日 大学院工学研究科入学願書受付
 - 10・11日 大学院工学研究科入学試験
 - 12日 大学院工学研究科委員会
 - 13日 大学院工学研究科入学試験合格者発表
 - 17日 一般教授会及び専任教授会
 - ク 学生、職員のX線間接撮影及び腸、パラチフス 予防接種実施
 - 28日 後授会会員工学部見学

教 養 部

- 4月1日 教養部発足
 - 10日 教授会(第1回)
 - 13日 創立懇親会
 - ル 一般教育オリエンテーション
 - 14日 新学期授業開始
 - 19日 教授会(第2回)
 - 25日 教養部教官と学生との懇談会
 - 26日 教授会 (第3回)
- 5月4日 図書委員会
 - 〃 教授会(第4回)
 - 8~10日 X線間接撮影実施
 - 17日 教授会(第5回)
 - 24日 教授会(第6回)

附属図會館

- 3月1日 增加図書目録刊行(昭和40年度)
 - 8日 事務打合せ会 (第11回)
 - 11日 商議会(第4回)
- 4月13日 図書館利用オリエンテーション
 - 14日 事務打合せ会(第1回)
 - 24日 事務打合せ会(第2回)
 - 28日 商議会 (第1回)

経営短期大学部

- 3月3日 入学願書受付締切
 - 10日 教官会議
 - 16日 入学試験
 - 20日 卒業式
 - 22日 編入学, 再入学出願者入学試験
 - 27日 教官会議
 - // 入学試験合格者発表
- 4月11日 入学式
 - 〃 入学手続締切
 - 12日 入学者歓迎祝賀会

報

- 14日 教官会議
- / 定期健康診断(X線)
- 26日 教官会議
- 〃 授業料減免委員会
- 5月13日 経済、短大合同レクリエーション(二上山、伏 木港)
 - 19日 学友会総会
 - 22日 定期健康診断
 - 26日 後援会総会

編集

富山大学庶務課 富山市五福3190

印刷所

昭和印刷株式会社

富山市大泉724 電話41代3928